



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ヴィクトリア朝中期におけるノンコンフォーミズムと急進主義（2）
Author(s)	小川, 晃一; OGAWA, Koichi
Citation	北大法学論集, 47(2), 119-189
Issue Date	1996-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15670
Type	departmental bulletin paper
File Information	47(2)_p119-189.pdf



ヴェクトリア朝中期における
ノンコンフォーミズムと急進主義（二）

小川 晃 一

目 次

- 一 急進主義
- 二 ノンコンフォーミズム
- 三 ノンコンフォーミストの政治運動
- 四 デイル
- 五 ウィッグとノンコンフォーミスト
- 六 都市内政治

（以上四六巻五号）

（以上本号）

穀物法問題が決着した一九世紀半ば以後、重要な政治的争点となった問題には、対外問題と選挙法改正問題を除けば、宗教及び宗教に関係した問題が極めて多い。▲繁榮▼する一九世紀第三・四半世紀の政治は、——不思議なことに(一)——宗教上の争点をめぐる争いをみることなしには理解できない。教会地方税問題、宗教審査問題、アイルランド教会問題、それに宗教と密接に関係する教育問題である。パーマーストンは争点の尖鋭化を避けようとし、これにかなり成功したといえるが、急進主義はこうした問題を絶えず争点化しようとした。とりわけノンコンフォームリストがそうであった。宗教上の争点は極めて重要で、六二年「議会は宗教会議になった」⁽¹⁾かのごとくであった。この時期重要な争点となった選挙法改正については既に述べたので、ここでは宗教及び宗教に関係した争点をめぐる政治的抗争を述べたい。

一七八〇年頃から一八三〇年代までデイセンターでリーダーシップをとった宗派はユニタリアンであった。一八世紀末におけるユニタリアンには知的な僧侶が多く、⁽²⁾彼らは、福音主義的な他のデイセンターである組合教会派や洗礼派、それにメソジストなどよりは、ウィック議員達教養あるサークルと波長がよくあつた。⁽³⁾有名なユニタリアンのW・スミスなどはウィックに似た道德的目標をもち、市民的自由の実現や道德的改善に力を注ぎ、⁽⁴⁾腐敗に対して戦つた。ところが、三〇年代の改革の時期を過ぎると、ユニタリアンは政治的に不活発になつてしまふ。以後、比較的富裕な人々である彼らは、労働者大衆には余り接近せず、教養ある彼らは無知な民衆の激した運動に共感をもたなくなつた。非国教化の運動に合流せず、広教会派に好意的ともなり、急進的なノンコンフォームリストの主張である世俗的教育の強い支持に向わなかつた。

デイセンターの中で最も人数が多いのはウエズレイ派であったが、彼らはもともとデイセンター中最も保守的であり、政治活動よりもっと重要な事があるとし、政治に余りかかわらない傾向があった。非国教化の運動など支持する者は殆どいなかったし、教育において国の補助を受けることに疑問をもつ者などまじりなかつた。⁽⁵⁾ その指導者であるバンティング(一七七九—一七八)などはトーリーびいきでさえあつた。⁽⁶⁾ 儀式主義には反対であり、この点福音主義的な組合教会派や洗礼派と同様であつたが、非国教化や世俗教育の運動には冷やかであつた。むしろ広教会派の者と接触もち、したがって、自由党の中でも、ウィッグに近づく。⁽⁷⁾

ユニタリアンに代りしだいに政治的に活発になつてゆくのは、メソジストではなく、組合教会派と洗礼派とである。両派は長老派とともに——一七三三年以来審査・自治体法撤廃のためロンドン一帯で——プロテスタント・デイセンティング代議員会 Protestant Dissenting Deputies をつくつており、この法の撤廃のため活動的に動いた。三〇年代の「改革の時代」、三三年デイセンター達が連合委員会を作り、「現在デイセンターが矯せうと努力している不満を考察し」、政府に行動を起こさせるため五つの不満項目を特定し、そのリストを当時のウィッグ政府に提出した。この時、この連合委員会に加わつたのは、PDDを母体とした組合教会派、洗礼派、長老派(スコットランドの非国教会派)である。政府からは結局満足な結果をえられなかつたが、その五項目とは以下のとおりである。⁽⁸⁾

- 一。教会と国家との完全な分離。
- 二。主教に上院内の席を与えるチャールズ二世の法の廃止。
- 三。財政的支持のために金銭を徴集する権限を国教会に与えている法律すべての撤廃。(教会地方税の撤廃が典型的)
- 四。大学改革、宗教審査全廃、大学での平等な権利の授与。
- 五。結婚や公的埋葬に関し、平等な登録の権利のための法の改正。

第三、四、五の項目は、ノンコンフォーミストがうけている差別の撤廃を求める個々の要求であり、第一、第二は、単にノンコンフォーミストの個々の差別（解消）を問題にするのではなく、イギリスの国教体制、というよりはイギリスの（憲法的）国家体制そのものを根本から問題にし、変革する要求である。したがってそれは第三、四、五項とは質的に異なり、極めてイデオロギー性が強いといえよう。

国教会の非国教化論はイギリスの体制全体を変革する（全体主義的イデオロギー）であつたといえる。非国教化が実現され、各宗派が横並びになるならば、ノンコンフォーミストが求めていた何項目かの差別撤廃の要求も殆ど自動的に実現されることになろう。デイセンタリーの中にこのイデオロギーを実現しようとする急進的な人達が少なからずいたことは確かである。だが、大部分の人はそこまで、少なくとも一気には、進もうとせず、当分は第三、四、五項目の実現を旨ざすことで満足した。デイセンタリーの週間誌『愛国者』*Patriot*は、「殆ど総てのデイセンタリーはこの点〔実際の不満事項の解決〕では一致しているが、非国教化という抽象的原則ではそうではない」と率直にいつている。組合教会の雑誌もこの推定を支持し、三四年にこういふ。⁽¹⁰⁾ 実際の不満の解決のみを旨ざす人達、実際の不満が解決される限り、国教制を維持した方がよいとする極く少数の人達、国家と教会を直ちに分離しようとしてゐる人達、国家と教会とを分離した方がよいとは考えているが、直ちにこれを議会に求めるのは得策ではないとする人達、この四つの立場の人達があり、この中四番目の人達が最も多し、当雑誌の編集者の立場もそうであるといつて、デイセンタリーはまずもつて最も緊要な不満の解消に力を傾けるべきだと述べる。デイセンタリーのうち最も穏健といえるウエズレイ派のごときは非国教化の問題に余り関心をもちなくさえあつた。⁽¹¹⁾ また非国教化の要求をなしている場合にも、その実現を極めて困難とみ、同時に個々の要求項目の実現に力点を注ぎ、非国教化のイデオロギーには必ずしも真剣に取組まなかつた。いずれにせよ、急進的な人々は目立つたにせよ、穏健な立場のものが多数であつた。福音主義的ノンコンフォーミストにとつ

て、政治以外により高い目標、魂と教会の純化、懷疑主義との戦い、布教があるのであった。⁽¹²⁾

保守党はむろんのこと、デイセンターの要求に共感をもち、デイセンター自身依存するところの多かつたウィッグも、非国教化の主張には強く反発した。デイセンターは自分達の「味方」であつたこうしたウィッグの立場も考慮せざるをえない。事実ウィッグ政府は三〇年代デイセンターの要求にいくつかこたえた。国教会僧侶による洗礼式での(出生)

登録に代る(加えて)役所での出生登録、祈禱書に従い国教会で行われる結婚以外の(法的)結婚と役所での婚姻登録、

役所での死亡登録など、が制度化された。⁽¹³⁾ウィッグは国教会の側に立ちつつも、同時にデイセンターをも満足させよう

とした。⁽¹⁴⁾この宥和の立場に彼らの真骨頂があつた。ここにまた彼らのデイレンマがあつたのだが。他方デイセンターの

大部分はウィッグが行う改革の方向に概して満足し、彼らと同盟しておればと考え、小さな改革の努力以上には無理をして改革を進めようとはしなかつた(自由党はウィッグとデイセンターとの協働と緊張との中で形成されてゆく)。また、

ノンコンフォーミスト、独立派―組合教会派と洗礼派、またカトリックは人数が増え、政治的に活発に動くようになつ

たとはいえ、まだ国の政治に強いインパクトを与えうるほどには有力になつていなかつた。ウィッグも三〇年代半ば以

降、以前でのような改革の熱意を失つており、またより以上の改革を強行しうるほどには強くなつていた。「この

種の改革のイニシアティヴをとつたならば、どのようなものであろうと下院で敗北するであろうし、国中でも支持を失

つたであらう」。⁽¹⁵⁾こうして、非国教化の原理を立場とし、時にこれを公けに掲げたときにも、デイセンターの主力が注

がれるのは、個々の要求であつた。それは教会税の廃止と、旧大学へのデイセンターの入学と学位取得、そのための正

式受諾の廃止(前稿「一九世紀ウィッグの精神構造」参照)とであり、以後の運動はここに向けられる。

三〇年代の改革以後、こうして教会税廃止と大学改革はデイセンターが目ざす主要な争点となるが、これと並んで彼らの運動を刺戟する重要な争点も生まれた。一つは、四三年、児童・少年労働を規制する工場法を制定するにあたり、

ピール保守党政府が公立小学校をつくりそのコントロールを国教会に委ねるといふ案をそこに含めた時である。⁽¹⁶⁾ デイセンターはこれに猛烈に反対した。このためこの時の工場法案は全体として撤回されるが、この時以来小学校教育——まだ存在しない公立小学校制の形成の必要がますます叫ばれるとともに——における宗教教育や宗派の問題がますます深刻になってゆく。もう一つは、四五年ピールがダブリン近辺のメイヌートにあるカトリック神学校への助成金の増額を提案した時である。この増額はピール内閣により反対をおし切つて可決せしめられたが、デイセンターはじめ広範な人々の反対がまき起つた⁽¹⁷⁾（ウィッグや広教会派の人達がピールの案を支持した）。

公立小学校制の創設はますます重要視されるようになってゆくが、それが立法化の現実にまで発展するのはまだ先のことである（立法化を妨げた要因として宗派間の対立があつた）。また大学改革の問題は実質的にはデイセンターのごく一部少数にしか関係してこなかつた。これに対し、教会税問題はデイセンター総てに直接関係してき、それだけに廃止運動は広範になり、しばしば激しい様相を呈してゆく。三〇年代の改革以後「次の三〇年間デイセントの熱情を不断に支配したのは教会税のみとなり、それは活動家と穏健派とをもにひきつけた」⁽¹⁸⁾のである。

教会税は各教区で、国教会の建物の補修や礼拝の道具等のため徴集されるコモン・ロー上の地方税である。だが、その徴集は年ごとに教区総会によって決められねばならない。⁽¹⁹⁾ デイセンターは自分達の教会チャーチに行き、国教会には行かないにも拘らず、彼らもそれを納入しなければならず、彼らはこれを不合理と考えるようになり、都市の教区で次々に反対運動を起した。運動は個々の教区で行われ、教区総会が運動の場となつた。この結果デイセンターの多い北部大都市の多くの教区で、教区総会の決議により、五〇年代までには実際上税は徴集されなくなる。パーミンガムでは三一年を最後にとり立てられなくなったし、三〇年代半ばにはリーズ、マンチェスター、ノッティンガムで徴集されなくなった。⁽²⁰⁾ レスターではこれらにおかれて四九年であつた。

個々の大都市では教会税は徴集されなくなったが、コモン・ロー上負担は残る。大都市で徴集されず、△免除▽されたのは混乱の恐れがあったからである。問題の決着は裁判によるか、あるいは新たな立法措置にまたねばならない。何れも試みられ、そのための運動が進められる。⁽²¹⁾ 裁判手続きは三七年エセックスのブレントリで起されていた(最高裁判所上院の判決は五三年までずれこむ)。立法化の試みも再び四八年からなされ、翌年下院でトレロニによる教会税の全国的撤廃の提案があり、本格化した。⁽²²⁾ 破れはしたが、以後毎年のように彼の提案は続けられる。ウィッグ党首(首相)のラッセルは、デイセンターに譲歩してもよいと考えていたが、教会税を廃止すれば、デイセンターにイスタブリッシュメントの他の部分にも攻撃を加えてゆかせることになろうとみて、廃止が賢明ではなく、司法判決をまつべきだとしていた。彼によれば、事態は、三七年当時のように立法化への圧力は強くなるはなくなり、農村地帯では教会税は徴集されており、また四〇年以後「法の現状」ゆえの「多大の実際的混乱」は起きていないといっているのである。⁽²³⁾ しかしウィッグの多くは(グロヴナ卿やサー・G・グレイも含め)ラッセルやバームストーンなど党指導層よりもデイセンターにより好意的であった。デイセンター議員三八名と殆ど総ての急進派議員とともに彼らはクレイ法案、国教会の財政改革などによって基金を生み出し、教会税を廃止するという法案を支持した。⁽²⁴⁾ ウィッグ指導層の方はといえば、デイセンターを教会税から△免除▽はするが、教会税を維持し、かつデイセンターを総会での教会事項の審議からはずすというフィリモア案に傾いていた。フィリモアはピール派のアングロ・カトリックであり、ピール派の二八名中二二名もがフィリモア案を支持した。アバディーン内閣の閣僚には特にその支持者が多い。⁽²⁵⁾ 蔵相であり、フィリモアの友人であったグラドストーンも以前の立場から変わっており、この案を支持する。⁽²⁶⁾ 保守党にもスタンレイ卿、デイズレリ、ウォルポール、サー・パキントン、マナーズ卿など党の主だった者はこれを支持した。しかし右派のイングリスマなどは何れの案にも反対であった。結局採決で二つの法案とも破れる。クレイ案は一七二対二二〇、フィリモア案は一八五対二〇七であった。

最高裁の「ブレントリ判決」は五三年に⁽²⁷⁾だされた。それは教会税の擁護者が恐れていたようなものであった。教区民は教区教会を維持するコモン・ロー上の義務を負うが、^{チャーチ・オブ・イングランド}教区長は総会でマジヨリテイの支持がなければ地方税を徴集することができないというものであった。教会維持には地方税しかないのであるから、マジヨリテイの支持がなければ、それは自発的拠金に依存せざるをえないことになる。しかし他方、デイセンターがマイノリテイの場合には彼らは教会税を納入しなければならないことになる。こうしてデイセンターはさらに立法措置を求め、教会税の一般的廃止に向け運動を続けねばならない。

実際廃止に反対の勢力は決して弱くはなかった。農村教区ではかなりよく徴集されていたし、保守党議員のみか、広教会主義のウィッグ指導層（ラッセルやパーマーストン達）も廃止に反対、ないし慎重であった。彼らの多くが特に恐れたのは、教会税の廃止が非国教化への道を開くのではないかということであった。事実急進的デイセンター、特に反国教化協会―解放協会はそれをねらっており、廃止運動は非国教化イデオロギーに結びつけられ易かったのである。クレイ、フィリモア両法案が否決された後にも、毎年のようにそれぞれの法案に似た法案が上程された。それらは下院も通らなかつたが、五〇年代、廃止に対する抵抗は強かつたといえ、採決の結果からしても教会税は廃止の方向にあらたといえる。五八年にはトレロニ提案の端的な廃止案が下院を通りさへした（二六六対二〇三）⁽²⁸⁾。それは端的に教会税を廃止するもの、つまり教会税を廃止してもそれにみあいそれをうめ合せる財政的措置が何らとられないというものであった。上院はこのトレロニ法案を否決してしまふ（二二三対六二）⁽²⁹⁾が、翌年にもトレロニ法案は下院を通過する⁽³⁰⁾。再び上院では拒否されるが、だが「五九年議会は教会税問題にとり重要な年であつた」⁽³¹⁾保守党も、国教会原理は普遍的な教会税義務を求めるといふ古くからの主張を断念した。しかもダービー保守党内閣のウォルポール内相提案の免除規定は、デイセンターという宣言を必要とせず、単に良心条項としてよく、⁽³²⁾グレイ前内相の免除規定よりデイセンター

により寛容となった。彼の案は否決されたが、ウイッグの廃止への改宗と、トレロニ案の再度の下院通過は新局面への展望を開いたのである。

しかし廃止に対する抵抗は並々ならぬものがあつた。五六年につくられた俗人委員会 Committee of Laymen はますます活発に動くようになる。メンバーには錚々たる人達がいた。高教会派ではスペンサー・ウォルポール、マナーズ卿、のち首相となるセシル卿、福音主義者ではサー・パキントンやスプーナなどである。⁽³³⁾ モールバラ公が先頭に立つて動く。公は解放協会の危険性をくり返し力説し、協会の目的が教会税、大学での宗教審査、寄贈基金学校、教会墓地など、一つ一つ剥ぎとり、やがては非国教化をねらうものであると、あばく。⁽³⁴⁾ やがて、地域に根をおく教会協会 Church Institute がつぐられ、俗人委員会に加えて、反対運動を強化する。六〇年代初めは廃止反対の勢力は強まり、勢力を巻き返した。五九年の総選挙で保守党は勢力を伸したし、非国教化の運動が国教会財産の解体にまでも進む兆しがみえ、このため「教会の危機」が一層強く感じられたのである。六一年にはトレロニ法案は下院においてさえ破れた。⁽³⁵⁾ こうした状況では、教会税廃止か妥協かの選択ではなく、教会税の維持(デイズレリ達)か妥協(アングロ・カトリック達)かの選択となったといえる。しかしながら保守党はこの何れの線にも意見を収約することができなかつた。他方教会税廃止の動きの側も依然有力であり、教会税の端的な維持も困難であつた。六三年頃までには六〇年代初めに盛り上がった保守側の運動も停滞してしまふ。こうして事態は決着のつかないデッドロックに陥つたのである。⁽³⁶⁾

このデッドロックが克服されるのは、一つには、六五年総選挙での自由党の勝利であり、また一つには、グラドストンの決断によつたといえよう。解放協会の分析によれば、⁽³⁷⁾ 選出された自由党議員の大部分は完全廃止を支持し、そうでない者は一〇名にみたない。解放協会のメンバーさえ一七名いた。落選した自由党議員大部分が旧ウイッグ派であるのに対し、新議員の大部分は進歩的な自由党議員であつたという。教区では、六六年までには教会税をめぐる混乱も過去

のものとなり、村落では徴集がなされていたが、教会税は一般的に自発的なものとなっていた。こうした状況においてグラドストンの妥協案の提案が決定的な役割を演じた。パーマー・ストンの死去によって成立したラッセル内閣でも彼は蔵相となり、やがてラッセルの後継者になると目されていた最有力な自由党指導者であった。彼の考えの核心は、強制的な教会税の徴集には反対であるとともに、教会行政への参加をばその納入者に限るというものであった。⁽³⁸⁾即ち、彼は端的な教会税の廃止ではなく（良心条項による）⁽³⁹⁾免除規定を認めたいので、その「維持」⁽⁴⁰⁾と、免除された者の教会行政からの排除という妥協的な路線の上に立った。彼の案は閣議で承認される。案は穩健なノンコンフォーミストにより支持され、また、教区総会からの非納入者のしめ出しは教会の財政問題の審議に限られるという修正のもと、解放協会の支持もえられた。こうしてグラドストンは、保守党の支持を当てにはできなかったが、六六年五月強制的教会地方税の廃止法案を政府案として議会に提案する。それは強制的な教会税を廃止し、代りに財産の所有者・占有者に自主的的地方税を課し、教区総会でのこの税の採決に当り、投票に加わる者は予め多数決で教会税が決まる場合税を納入すべきことに署名しておく、税負担を負わず採決に加わらなかつた人達はいくつかの教会行政に加わることをえない、⁽⁴¹⁾というものであった。ところが折から行われていた選挙法改正立法をめぐるグラドストンの挫折によって内閣は倒れ、そのため法案の審議は停滞してしまう。成立したダービー保守党内閣の下でもグラドストンの案は私法案として審議され続けるが、六七年議會審議は圧倒的に選挙法改正問題で占められたし、蔵相であり内閣の実力者であるディズレリもグラドストンの案を積極的に支持することもない。しかしこうした中で下院では前年に続き再提案された端的な（ハードケースル）⁽⁴²⁾教会税廃止法案が多数をえてしまう。上院はこれを拒否するが、六〇年代初めあれほど再燃した教会税防衛の志気は挫かれており、保守党の志気は呼び返すすべもなかつた。ディズレリは政治的計算から教会税問題で「一步の後退もなし」⁽⁴³⁾として国教会問題を利用してきたが、今や同じ計算から妥協を受け容れざるをえない。克蘭ボーン侯（前セシ

ル卿)がこの妥協の線を先導した。⁽⁴³⁾

グラドストーン案は六八年春殆ど満場一致で難なく下院を通過した。上院は七月二五日に通過する。⁽⁴⁴⁾ ただかなり重要な修正が施される。教会税を納入しない者は教区総会で国教会行政に参加しえないという条項が削除されたのである。⁽⁴⁵⁾ 国教会の△包括性▽がおし出されたのであった。広教会派(カンタベリ大主教になったテイト達)⁽⁴⁶⁾のみならず、国教会の福音主義者や古くからの高教会派がそう主張したのである。またそうしない場合、国教会が特定の傾向の人々(特にアングロ・カトリック系の人々)により動かされるようになり、儀式主義に向う危険があるとみられたのである。⁽⁴⁷⁾

こうして強制的教会税は廃止された。この過程で解放協会は運動を盛りあげ、時に問題を尖鋭化させ、廃止に多大の貢献をしたといえよう。⁽⁴⁸⁾ しかしその貢献は必ずしも決定的であったとはいえない。保守の側は免除つきであったにせよ一とき教会税を維持する機会があった。立場をまとめえなかつたために機会を逸してしまったのである。また強制的教会税は廃止されたが、自主性をもつとはいえ教会税と税徴集の機構は残されたし、これを別としても、解放協会の目指す非国教化の路線は——アイルランド協会の非国教化は視野にいれられていたが——確認されはしなかつた。法案の決着をしめくくつたのはグラドストーンであり、彼の路線を支えたのは、二大政党の穏健な国教徒とノンコンフォーミストであった。⁽⁴⁹⁾ 彼は国民に国家の宗教を強制させるという不寛容な観念を内含させている若い頃の著書(『教会との関係における国家』)の立場とは変わっているとはいえず、国教会を環境に合わせて護持し、それを社会と国家の支柱にしてゆくという立場は不変であった。

三〇年代半ば以後(特に三七年以後)穏健なデイセンターの動きは停滞していた。こうした中で四〇年代半ば彼らの動きは一とき活発となる。ピール保守党内閣が工場法を制定するに当り、案の中に、小学校に対するコントロールを国

教会に委ねるといふ条項を含めたためである。これに対しデイセンターは猛烈な反対運動を起した。この結果法案は全体としてとり下げられたのである。四五年にはメイヌート校への助成の増額に対するデイセンター達の反対運動が広範に広がった。ピール政権によりおしきられたとはいえ、その広がりには穀物法廃止運動を一層活発にしたのである。またスコットランドにおいても、四三年スコットランド国教会から一派が分れ、一派はスコットランド自由教会をつくった。国王やパトロンのような牧師のおしつけに抵抗する会衆の権利を守ろうとしたのである。⁽⁵⁰⁾四七年の総選挙には自主教会主義者が選挙に介入する。彼らは、四三年の工場法案中の教育政策とメイヌート法案を支持した議員総てを拒否することにした。選挙戦の結果は（特にロンドンと北部工業地帯で）悪くはなかった。少な目にも二六名の新議員は國家と教会の分離のために戦うことを約束し、更に六〇名の新議員が教会に対する國の財政援助を広げるような企図にはどのようなものであれ反対するとした。自主主義者は意気軒昂となった。⁽⁵¹⁾

こうした運動の中から活動的な人達が現われてくる。その典型的な人物がE・ミオール（一八〇九—八一）である。彼はこの時期に活動を始め、デイセンターの運動が（六〇年代半ばまで）停滞していた時期にその動きを絶やさなかった組合教会派の牧師であった。彼はレスターの牧師であったが、それを辞し、四一年『ノンコンフォーミスト』誌を創刊して編集者となった。メイヌート法反対運動の時、『反国教会協会』を創り、非国教化運動を始める。ついで協会は、非国教化という基本目標を据えたいうで、これに従属する三つの運動を進めた。教会税廃止、メイヌート校助成廃止、初等教育への公的助成拒否、の三つである。反国教会協会はこうした運動の中核となり、ミオールがこれらの動きの中核になった。五二年には彼自からロッッチデイル選出の議員となった。急進的なこの協会（五三年『解放協会』*Liberation Society*と名称を変える）の活動は穩健なデイセンターの動きが停滞して後、デイセンターの動きの空白をうめる。彼はこうして次の世代のノンコンフォーミスト活動層・指導層に多大の影響を与える。それはロンドンを中心にしたデ

イセンターの穏健な動きに対抗し、地方を拠点にした急進的な運動でもある⁽⁵²⁾。

『解放協会』、正式には『国家の保護と統制からの宗教の解放のための協会』(Society for the Liberation of Religion from State Patronage and Control)は、宗教を国家から切り離し、宗教を世俗的な影響から「解放する」こと、国教会の特権的地位を廃し、信仰ゆえの差別をなくすことをめざした。国教会がうけている作爲的な支えをなくし、各宗派間での自由な競争への道を開く、そうすればより正しい宗派が勝利を収めよう。教会への加入は、教会への出席からえられる社会的・政治的利益によるべきではなく、様々の宗派の主張の比較考量の結果であるべきであり、何よりも個人の自発的な決意によるべきである。個人の自発性に基づかない宗教は意味がない。とこう、組合教会派や洗礼派の教養ある少なからざる人々は考え、それを「自主(テラウタリシス)主義」の原理と呼んだ。国家と教会との分離は教会の宗教的純化にはかならないが、他面からいえば、国家の役割の世俗化でもあり、その世俗的限定ということにもなる。

市民政府は社会の成員が互に結合した一定の目的を追求する、そのための手段である。その目的は世俗的なもののみである。それは、社会の成員が当然にも高く評価し欲求するようなものであり、生命、自由、財産の保存のごときものである。宗教はそこに含まれない⁽⁵³⁾。

国家の役割のこうした世俗主義的限定は一世代前にはなかった思想である⁽⁵⁴⁾。その時は宗教への国家の関与は、ディセプターの間でさえ——不公平な関与は否定されたが——拒否されることはなく、国家と教会の関係はむしろ密接であるべきだとされたのであった⁽⁵⁵⁾。こうして解放協会は国家と教会との分離について当時の通念からして極めてラジカルな立場をとったということがいえるのである。

解放教会が「反国教化教会」から「解放協会」と呼称を変更したのは五三年であり、変更は教会税に関する「ブレントリ判決」が出されたことをうけてである。変更は△体▽の変化を表わす。ミオールを含め協会の指導者はますますブ

ラグマティックにかつ政治的になったのである。五三年協会の大会⁽⁵⁶⁾——ここで名称の変更が決められた——が開かれる直前、『ノンコンフォーミスト』誌の名称の変更も議せられた。ミオールが、この名称では宗派性がおし出されてしまい、自由主義的な国教徒が避けてしまうとして変更を提案したのである。この提案は読者にうけいられず、彼は変更を断念した。他方協会の名称の変更は大会でうけいれられた。それは教会税廃止の運動が判決をきっかけに重視されるようになったためである。それまではこの問題など「大きな非国教化問題の一小分枝にすぎなか」⁽⁵⁷⁾ったが、教会税廃止問題を協会が勢力を拡大するための有効な争点であり、非国教化という運動ではなかなか運動に加わってこないディセンター大衆を、この争点に力点を移してひきつけようと考えようになったのである。五三年から五九年まで一三回もの教会税廃止法案の提出がくり返されたことにはこうした背景がある。⁽⁵⁸⁾

大会での出席者の発言をみると、精神的基盤のある変化が起つていくことがわかる。それは世俗的原理の協会への滲透である。協会はカトリックやユダヤ教徒、またその外の人々にも訴えうるようなものでなければならぬ、それには協会が宗教を基盤とするものか、そうでないか、何れかに決着がつけられねばならないとさえされた。⁽⁵⁹⁾ミオールはこの立論に反対し、協会が宗教を基盤とする政治的集団であるとするが、譲歩せざるをえない。多数の立場が、協会をば、キリスト教と直接関係のない政治組織とする方向であったのだ。今や前世代のディセンターの牧師とは違った色合いをもつ⁽⁶⁰⁾新しい福音主義⁽⁶¹⁾の牧師世代が生れていたのである。彼らは⁽⁶⁰⁾福音主義復活⁽⁶¹⁾運動から直接の影響をうけず、その中心的な教義であった信仰義認論を薄めてしまい、信仰義認を通じて聖化のための精神的回生を訴える、ということをいわなくなった。聖化の実現は国民の生活へのノンコンフォーミストの積極的関与に求められる。⁽⁶¹⁾ミオールも、教会は貧者の物質的条件の改善に努めることにより精神性を深めうるとはしていたが、新世代はこれ以上に世俗性を強めたのである。こうした立場の変更によっても数年は協会は実質的には変らなかつたが、やがて協会の公的活動の中に

ミルやロックの用語が頻繁に用いられるようになってくる。⁽⁶²⁾ 福音の言葉は教会の私的な領域に閉じ込められてしまったかのごとくである。⁽⁶³⁾ 政治的活動の方式も反穀物法同盟のやり方にならない、協会に選挙関係及び議会関係の小委員会が設けられ、選挙活動と議会での働きかけを活発にした。こうして解放協会は反穀物法同盟をはじめとして、後述する連合王国同盟や全国教育連盟と並び、ヴィクトリア時代の有力な主義・圧力団体の一つとなるのである。⁽⁶⁴⁾

国教会の非国教化論は、国家により支持される国教会を国家(支持)から切離し、他宗派との競争(関係)におこうというものであり、経済におけるレッセフェール論と共通する側面をもっている。現に、双方を重ね合せてともに主張する人達も現われた。ハーバート・スペンサーがその典型的人物である。⁽⁶⁵⁾ 彼は『ノンコンフォーミスト』に寄稿し(四二、四三年)、レッセフェールの理論を基礎に、非国教化とともに、穀物法と救貧法の廃止を主張した。またミョールなど自主(教会)主義者は通常自由貿易論の支持者であった。彼らはコブデンの自由貿易論をば自分達が行っている「宗教における自由貿易論」と同一線上にあるとした。現に穀物法廃止運動にデイセンターは加わっていった。コブデンは運動で彼らの方が頼りになるといったくらいである。彼らに加わるようになって以来、運動は道義性を強化したのでもあった。⁽⁶⁶⁾ しかしながら、双方は国家による規制の排除という政治的目標においては同一方向であったとはいえ、原理は同じではない。⁽⁶⁷⁾ デイセンターの自主主義は——信仰は個人の自主性から出るのでなければ意味がないという——直接宗教にかかわるものであり、国教会が特権的地位を与えられていることによって、人々は精神的に無気力になり、腐敗し、魂の救済への熱烈な執心を経験しえなくなってきたという魂のレベルを究極の問題にする。他方自由貿易論は、精神や性格、例えば「自助」を問題にし、またよくそれを宗教的信条と関連づけはするが、直接には経済のレベルでそれを問題にする。反穀物法運動はデイセンターが加わるることによって道義性の問題が強くおし出されるが、その場合の道義性の問題とは、穀物法の利己的性格や不正さに対する批判であって、直接に宗教にかかわるものではない。

實際、穀物法廃止に踏み切った支配層は、この道義性を一つの重要な動機とはしたが、国教会の堅持という立場はいささかも揺るがなかった。彼らにとつて国教会は経済やそのエトスのレベルをはるかに越えるものであった。彼らが——四七年総選挙などで——自主主義者をつき放し、彼らを封じ込めようとしたことにこのことはよく現れている。デイセンターの側も自主（教会）主義と自由貿易論を安易に一体化させることに対し強い抵抗がでてくる。ミオールはやがて自主教会主義を、信仰の上にはなく、人間の自主性一般という世俗的議論の上に基礎づけるようになり、呼びかけるべき対象を自由主義的な寛容の価値を信条とする総ての人々に広げようとした。⁽⁶⁸⁾七一年彼が下院に非国教化の動議を提出した時、その議論の根柢は「宗派精神ではなくて、正義と国民性」であった。⁽⁶⁹⁾ノンコンフォーミストではない議員を説得するためにはこれも必要であつたろうが、世俗性はさらに強められる。協会では当初の福音主義的論議はみられず、九四年の手びきでは、神への責務はロックやギゾーへの訴えによつて示されるだけとなつた。⁽⁷⁰⁾七〇年代以後 J・モーレイや L・スタンレイのような自由主義的知識人を協会の中にとりこむことになつたのはこうした背景においてである。解放協会の集まりでは、国のあらゆるグループが公的地位への平等な権利と機会をもつべきだと説かれたり、国教会の基本財産を解体し、現在の無だな利用から解放すべきだと説かれたりし、協会が宗教的な訴えをすることをやめてしまふ（八〇年代までには開会と閉会でお祈りがなされなくなつた）。⁽⁷¹⁾解放協会の出発点が宗教であつたことを思い出しうるのは古くからのメンバーだけとてしまひさへした。⁽⁷²⁾こうして次世代の人々の反発が起る。組合教会派のデイル達はその典型である。解放協会がやがて影響力を失つてゆくのはそのためであつた。彼らによれば、教会は人間の自主性一般によつて基礎づけられる任意団体 V の一つにすぎないようなものではなく、ロックやギゾーが説くのは異り、他の任意団体と同じような単なる任意団体ではないのである。

これらノンコンフォーミストの新しい動きは政治の世界に A 政治の道徳化 V をもたらす。先輩のミオール達が非国教

化を基礎づけるべく、自主教会主義をば、自主主義一般を根拠にして基礎づける時、それを世俗主義とみてこれに反発し、やがて——七〇年代初めまでには——解放協会と距離をおくようになることにはこうした背景があった。⁽⁷³⁾ 新世代のノンコンフォーミスト急進主義はその前世代の急進主義とは著るしく異なる。こうした新世代のノンコンフォーミストの運動で組合教会派と洗礼派とが前面に出てくる。ノンコンフォーミスト中へ一九世紀後期最高の知性⁽⁷⁴⁾といわれるパーミンガムのR・W・デイル(二九—九五)が活躍し始めるのもこうした中においてである。彼も六〇年頃解放協会に加わった。組合教会派の指導者は、彼とクラッパムのJ・G・ロジャーズ(二二—九一)である。洗礼派の指導者はマンチェスターのA・マクラレン(二六—九一〇)とパデイントンのJ・クリフォード(三六—九二三)であった。彼らに影響を与えた最も重要な人物がミオール(九—八一)であったのだ。

ここで七〇年代初め、自由党内各派の立場の相違を顕在化させ、各派間の緊張を尖鋭化させる初等教育立法の争点において、党指導層と対立するノンコンフォーミストの立場をみておこう(実際の政治過程は稿を改めて論ずる)。

J・S・ミルは、『自由論』「応用」の中で⁽⁷⁵⁾いう。

国家がその市民として生まれた人々総ての教育を、ある一定の標準まで要求し強制すべきものであるということは、殆ど自明の理である。

しかし当時、この「自明の理」は自明ではなかった。『自由論』が出版される前年の五八年——五六六年枢密院内に教育部ができた——初等教育につき検討する委員会(議長ニューカスル公)ができ、委員会は報告書を提出したが、教育の義務制につき、その原則について意見が分れたため、報告書で結論を示すことができなかつた。⁽⁷⁶⁾ 世論も、子供を学校に送る両親の義務や、市民を教育する国の責務について割り切れていなかつた。ミルも当時の世論について⁽⁷⁷⁾こうい

この国では、父親に強制してその義務を遂行させることに殆ど聞く耳をもたない。子供の教育に何も骨折や犠牲も求められず、無料でできるのに、それをうけいれるか否かが父親の好きにできるといふのだ！

事態はミルが嘆く通りであつた。実際、エリート教育には力が注がれていたが、初等教育はなおざりにされ、また初等教育の制度自体が貧弱であり、大陸諸国と比べてもかなりおくれてゐた。この未発達について、ミルは、「もし普通教育を励行するという義務がいったん認められさえすれば、国家は何を教えるべきか、またどんな方法で教えるべきかについての種々の困難もなくなる」としてこらう⁽⁷⁸⁾。

この困難こそ今日、教育を宗派や党派のための單なる戦場とし、本来なら教育に費やさるべきであつた時間と労力を、教育についての論争に空費させているものである⁽⁷⁹⁾。

宗派対立が教育制度の促進をいたずらに妨げているといふのである。こうした考えの者は少なからずおり、有力者の中にも、全国の教育体制の實際的必要といふことに比べれば、宗教上の困難などものの数ではないとする人達もいた⁽⁸⁰⁾。しかし学校教育における宗教問題は、ミルやこれらの人達が考えるよりはるかに重要で複雑な問題を蔵してゐた。

初等教育は殊ど慈善事業として、それも殆ど常に宗教的背景のものとして行われてゐるだけであつた。一八三〇年代以後は初等教育にたゞさわる主要な慈善団体には政府からの助成金が授与されるようになった。しかしそれは宗派的対立を深める傾向があつた。国教会系のものは——政府の介入を嫌つたといへ——有利に扱かれる傾向があり⁽⁸¹⁾、ノンコンフォーミストは——ユニテリアンなどを除き——これを問題にする。とはいへ六〇年代末までには、従来の初等教育のあり方ではなほだ不完全であり、政府の一層の関与が不可欠であるといふ見方は広くうけいられるようになった。全国的教育制度を確立しようといふ試みも既になされてゐた。それは、工場法の立法過程で一八四三年になされた政府側からの試みである⁽⁸²⁾。非熟練の労働者の家庭では少年少女の働きによる収入が必要であり、子供を学校にや

り、その分収入が減ることにはたえられず、子供を学校にやらせたがらなかった。初等教育の問題は子供達の働きや働き場の改革の問題と密接に関係していたのである。この政府の試みは学校（運営）における特権的地位が国教会に与えられることになっていたため、ノンコンフォーミストの激しい反対にあつてとり下げられざるをえなかった（翌年担当のグレアムは学校問題をとり去つて、工場法を通過させることができた）。法案の討議の過程でノンコンフォーミストは、子供の教育には国家がいささかも入りこむべきではないとしたのである。『リーズ・マーキュリ』紙の所有者であつた組合教会派のベインズは、この議論でのチャンピオンで、⁽⁸³⁾ 教会と国家は完全に分離されるべきだとし、このことは教育にも妥当するといひ、教会と結びついた国家が教育にたずさわれば、特定宗派に偏つた教育がなされ、これは宗教的自由に反するとしたのである。こうした議論はミオールが非国教化の論陣を張つたのと同じ流れである。こうした人達によれば、宗教的な教育はそれぞれの教会が自主的に行えばよいのであつた。この自主主義は五〇、六〇年代の組合教会派と洗礼派の人々の共通の理解であつた。宗派の学校への政府助成を歓迎するユニタリアンやウエズレイ派は別であつたが、マンチェスターの意見は⁽⁸⁴⁾ リーズのベインズほどには自主主義に徹底したのではなく、国の関与は認められていた。ただその関与の仕方が問題にされており、この点では意見が分かれていた。即ち、一方には、学校教育は公的財源（地方税）により支持され、選挙によつて選ばれる教育委員会によつて運営され、教育内容は非宗教的であり、世俗的教課に限られるべきだとする人々があり、他方には、公的財源に支持され、しかも世俗教育に限られず、宗派的教育も認められるべきだとする人々がいた。この二つの流れはなかなか決着がつけられず、決着は六〇年代末までもちこされる。こうした中でバーミンガムの動きが際立つてゆくのである。⁽⁸⁵⁾

初等教育の自主主義を主張するノンコンフォーミストの立場は六〇年代末になると限界に遭着する。というのは、人口が急増し、ノンコンフォーミストはじめ、自主的な学校の創設・経営は資金的限界にぶつかるからである。六七年の

選挙権の拡大の結果、新有権者の教育という課題も生れる。非熟練の労働者では読み書きさえできない者が大多数であった。こうして比較的若い世代のノンコンフォーミストの中に全国的な教育制度の必要性を説く者が現われてくる。この面でパーミンガムは先頭をきり、最も活発であった。そこでは六七年新市長のデイクソンが町での初等教育を推進しようとして活発に動き出したのである。彼の調査によれば、パーミンガムでも日中の学校に行っている子供は半分以下であった(マンチエスターではもっとひどかった)。ロンドンから移ってきたネジ釘製造の新進の実行家チェンバレン(三六一一九一四)も彼に合流する。六九年、下院議員に選出(六七年)されていたデイクソンを中心に急進主義的主張をもつ全国教育連盟が創設される。連盟にはノンコンフォーミストの有力な牧師が加わってきた。組合教会派のデイルである。彼はチェンバレン達ノンコンフォーミストの仲間とともに、公的財源に支持され、公的に強制される全国的な教育制度の創設に向けて働きかけを始める。⁽⁸⁶⁾ノンコンフォーミストの中でも公的財源による公教育の必要という点においては幅広いコンセンサスができつつあった。この公教育においていわば教育委員会によって設置される学校においては、諸宗派が対立している現状にあつては「もし学校が宗派のどれかの普及のために利用されるなら、子供の出席を強制することは不正となり、かつ政治的に賢明であるまいと考え」、学校は宗派的であつてはならないとされた。⁽⁸⁷⁾これらの主張が全国教育連盟の考への基礎となった。連盟はノンコンフォーミストのみの集団ではない。こうして「義務的、全国的、非宗派的、無料」の四項目が連盟の方針の柱となったのである。⁽⁸⁸⁾「非宗派」(宗教教育)性がどういふ具体的な制度となるかはあいまいであり、やがて立法過程でそのことが尖锐な問題となる。宗派学校の位置づけもあいまいであった。しかし、もし地方税からの助成をうけるなら、地方当局からの指示に従がわねばならない、ということには何ら疑問はいだかれなかつた。⁽⁸⁹⁾

パーミンガムの有力者によって創設された教育連盟は、彼らによって活動的に全国的に組織化が進められ、資金的に

も彼らが多くを支援した。⁽⁹⁰⁾ チェンバレンの一家やその縁者はこの活動の中枢におり、ディクソンがロンドンにいる時は彼が活動の実質的中心となった。働きかけは成功であった。七〇年代初めにはペインズの拠点リーズで大部分の牧師をひきつけた。⁽⁹¹⁾ ペインズ自身、既に六七年「実際の人間として私は純粹に自主的な制度は放棄せざるをえない」といっている。⁽⁹²⁾ これは全国の趨勢を反映した言葉であつたろう。

ペインズはディセンターの意見のよき指導者であるとともに、そのバロメーターであつた。一八四七年における彼の不屈の自主主義がノンコンフォーミストの良心の琴線を打ちならしたように、二一〇年後国の財政的支持をやむなくうけいれざるをえないとの認識は当時のディセンターの態度と符合したものであつた。⁽⁹³⁾

六七年選挙法が改正されて労働者が多数選挙権をえたので、その教育が必要であるし、また支配層の利益のため政府が教育を操作するのを投票によって抑止せねばならない、と考えたのである。またバーミンガムの全国教育連盟はあるいみではマンチェスターの課題をひき継いだのであり、マンチェスターにも広がらざるをえない。

創設三ヶ月以内のうちに五千人ほどが連盟に加わり、四〇人の議員と、三、四百人のノンコンフォーミストの牧師が加盟する。⁽⁹⁴⁾ 労働組合の指導者、大工・指物師合同組合の R・アブルガスなども支持した。とはいえ、連盟に多数の成員を送りこんだのは、労働組合よりはプロテスタントのノンコンフォーミストであり、社会的なカテゴリーよりは宗教的カテゴリーの方が重要であつた。教育も世俗教育よりも非宗派的(宗教)教育を望んだ。⁽⁹⁵⁾ 連盟とノンコンフォーミストの結びつきは必ずしも一体的ではなく、その関係はしばしば緊張したが、国教会側が連盟の組織と活動に強く反発したのもこのためである。⁽⁹⁶⁾

急速に拡大する豊かな連盟に対抗し、同じ六九年の八月、マンチェスターに、国教会の僧侶及び信徒は拡大された宗派教育を主張する組織を作つた。彼らはこれをさらに拡大し、一月全国教育連合(以下連合と略)を設立する。⁽⁹⁷⁾ メン

バーは多くは保守的な国教会の僧侶であったが、カトリックや指導的なノンコンフォーミスト（ウエズレイ派のリックや、組合教会派の議員E・ペインズやS・モーレイ達）もいた。連盟と連合の二集団は国民の支持を求めて争い、ほどなくみこまれる教育立法にそなえた。こうして自由党政府が七〇年教育立法を手がけると、激しい論争と対立が起るのである。七〇―七四年は教育問題をめぐり、ノンコンフォーミストが自由党主流と最も対立した時期となる。

四

六〇、七〇年代組合教会派と洗礼派の動きは活発となり、勢力を伸ばす。これは、一方で精神性、熱情、教義を力説するとともに、他方で政治活動の必要性を力説する少なからざる人数の情熱的な説教師の教えに負うところが大きい。組合教会派ではバーミンガムのR・W・デイル、クラッパムのJ・G・ロジャーズ（二二―一九一一）、洗礼派では、マンチェスターのA・マクラレン（二六―一九一〇）、パデントンのJ・クリトフォード（三六―一九二三）が名高い。何れもミオールから多大の影響をうけたが、多かれ少なかれ彼と別れた人達で、何れも政治活動を重視する点ではミオールのゆき方をひき継ぎながら、その世俗性に反発したのである。デイルは『ノンコンフォーミティの政治』（七一年）の中で、ノンコンフォーミストは政治的に活動的であるが、それは「イギリスの政治生活を非宗教的にしようとするがゆえにはなく、より一層宗教的にするため」⁽¹⁾であり、社会のキリスト教化が実現されるのは、政治と司法にたずさわる者が「国民の社会的政治的秩序を神の制度として認め、自分の職務を神の代理人として果す」⁽²⁾場合のみである、という。本稿では一九世紀後半のノンコンフォーミスト牧師―説教師中「最高の知性」といわれるこのデイルをとりあげ、その思想をみることにする。彼はノンコンフォーミスト中政治的に最も活動的であり、また急進主義的でもあった。

キリスト教徒は善が悪に勝つよう、この世でその役割を担わねばならない。投票所であろうと、演壇であろうと、議會であろうと、町議會であろうと、救貧保護委員会であろうと、いずこにおいてもキリストに仕えねばならない。⁽³⁾

デイル(二九一九五年)は五四年から死ぬまでバーミンガムの組合教会派の教会の牧師であり、ノンコンフォーミストの間に多大の影響力をもった。チェンバレン(ユニタリアン)とも政治的に協力した。広教会派でウィッグのM・アーノルドに敵しい批判も加えている。主著は『福音主義の復活及びその外の説教——神学の衰退と過渡期におけるキリスト教牧師の職務に関する講演とともに』*The evangelical revival and other sermons: with an address on the work of Christ-ministry in a period of theological decay and transition*, 1880である。こゝでは彼の神学上の立場を概観し、広教会派の立場との相違を際立たせうるように、論説「マティウ・アーノルド氏とノンコンフォーミスト」*Mr. Matthew Arnold and the nonconformists; Contemporary Review*, xiv, (July, 1870), pp. 540-70を中心に見ることとする(以下脚註のない引用はこの論文からのものである)。アイルランド教会がちょうど非国教化された時期に書かれた論説である。もう一つの論説「ノンコンフォーミストと〔自由党〕政府の教育政策」*The nonconformists and the educational policy of the government*, CR, xxii (Sept. 1873) 643-62もみることにするが、これは、自由党政府が七〇年代初めに行った教育政策に対する批判であり、この政策の実行を述べるところで、ふれることにしたい。

デイルの教義の本質は、キリストを通じて、ではなく、キリストの中に神そのものをみようとすること(三位一体)であり、キリストの意味、即ちキリストの贖罪と教えについて、たえず懷疑にさいなまれつつも懷疑を克服し、自からその確信を堅めていくという「経験」を力説することにある。デイルの教義の核心はこの自からの確信の経験を力説することである。⁽⁴⁾彼のこの教説は当時のノンコンフォーミストの心情に共通に流れているものを最も洗練された形で提示したといつてよからう。ノンコンフォーミストによれば、国教会は個人の魂の自由な経験への外的な圧しつけの機構で

あつて、宗教的経験を型どおりにし、宗教的表現を圧殺し、自己の魂の救済についての自己責任の意識を鈍らせてしまふものに外ならない。彼らにとって、広教会派やウィックの教会論は有害無益である。デイルによれば国教会はプロテスタントでさえない。

「アーノルドとノンコンフォーミスト」の中でデイルはノンコンフォーミストを批判するアーノルドに対し反論する。アーノルドによれば、「福音主義的ノンコンフォーミストはピューリタンの真の後継者であり代表者であつて、ノンコンフォーミストの教会はピューリタンの教会である」。彼らは二つの点でまちがっている。即ち、一つは、その教義の点で、もう一つは、このまちがった教義に基づき国教会から分離している点である。福音主義者は教義の面ではまちがっているものの、国教会から分離はしないという点ではまちがいをおかしていないが、ノンコンフォーミストにあつては二重にまちがいをおかしているというのである。アーノルドのこうした批判に対し、まず教義の点での批判に反論する。アーノルドによれば、ピューリタンは「救霊予定、原罪、信仰義認の三つの有名な信条」を純粹かつ完全にうち出すことをもつてその意味を正当化する。ところが、彼は——どのような者であれ神の真理を発見したと確信しうるわけではないから——教会が何らかの信条をおしつけ、教義上のきまりを強制することには慎重であるべきだといふ。この見解に対して、デイルは、このことはまさに国教会に向つて批判できる点であるとするが、さらに重要なのは、ノンコンフォーミストにおいては、教義は徒であつて、人々と神とのじかの接近や接近の直観が信仰の基礎であるとする。ピューリタニズムの本質がそうした確信にあるといふのである。

ピューリタニズムの最奥の秘義は、再生した魂の神との直接的な關係をば強烈にかつ生々と理解したということにある。理想的なピューリタンにとつて、神は「すぐ近くに」まします。彼は神をみ、神の偉大さ、神聖さ、愛の感覚に完全にとらえられる。彼にとつて古きことは既に消え去り、すべては新しくなる。自分の救済は遠くなく、自分は既に神に認められており、

自分の国は天にある。自分は超自然的な生誕によって神に似、神的性質の一部にあずかっている。自分と神の間の一切の邪魔物を拒否し、彼は面と向って神に語りかけうる。

「神が身近にいます」という実感と確信がピューリタンの秘義をなすというのである。教義はこの実感と確信を根にする構成^{II}作為にすぎない。

確かに、社会の宗教的再生のためには「教義への強い関心」がなければならず、教義に基づいた「宗教的真理の体系的な教化」がなされねばならない。教会は教義を構築し、それにより民衆の教化を進める必要がある、これなくしては「精神的熱情は萎えてしまう⁽⁵⁾。」しかしピューリタニズムの最奥の秘義は「神はすぐ身近にいます」という実感と確信にある。このことからすると、カルヴァン派ピューリタニズムも、アルミニアン派のピューリタニズムも、教義が異るとはいえ、この秘義においては同じなのだ。

この国の宗教生活においてピューリタニズムの真の役割は「一定のプロテスタントの教義」を示すことではなくて、キリストの中にある贖罪の現実性、偉大、完全性と、それに人の魂の神への近さを主張し、弁証することにあつた。メソジストも、教義が異なるにも拘らず、以上の本質的な点で共通するものをもつという。

礼拝の外的形式においてピューリタンが質素で厳格な簡潔さを旨とするのも以上のことと分ち難く結びついている。ピューリタンは再生した人と神との直接の接近を奥義とし、この接近を妨げる中間的介在者を除去しようとするのである。カトリックのミサを忌避することにこれは典型的に表われている。僧侶の法服を恐れ、大司教や教皇、また彼らに似てきた国教会の主教を恐れる。確かに、英国教会はローマと絶縁する過程で、起りつつあつた混乱を最少限に抑えるべく、古くからの仕きたりやまた迷信さえも存続させたといえる。しかしピューリタンはこの点できつぱりとした態度をとつた。教会は神の寺院であり宮殿である。ピューリタンは教会において神と面と向う。人間の作為物にすぎないも

のは神の王国の中で占める場所はない。「精神的祈りの単純さを腐敗させると考えられる礼拝や、神の直接の裁可を主張しえない教会の權威にはがまんがならなかった。」ここには行きすぎもあつたかもしれないが、ピューリタンの本質的な礼拝や教会觀が現われていた。教会とは再生した人々が神と直接接近する場であり、集りである。

外部からの承認や援助は教会の行為の眞実性、サクラメントの効果、神による礼拝の受容には必要ではない。彼、教会の主が弟子達とともにあり、彼らが聖靈をうけいれるだけで十分である。∴教会は、神によつて認められたように思える人達をば、教会生活の發展のために必要な様々の役職を果すよう、役職につける。∴〔しかし〕教会はキリストの特別の現存を、また聖靈の直接の導きをうけたものであり、外部的で単に世俗的であるにすぎない權力の介入はどのようなものであれその特權の侵害となるのであつて、いかなる危険を冒してもそれを阻まねばならない。

(デイルの属する) 独立派の教会 (觀) に関する限り、主教の權威も認められないし、プレスビテリアン派の宗教会議や一般集會の權威も認められない。

教会は再生した人々が神と面と向かう場であるが、同時にこうした人達「自由な同胞」の集りでもある。再生した人々は「神とだけではなく、同胞達とともにある。」同胞の存在は——再生した人間にとつて——「無条件に必要であるとはなしえないまでも、必要である」。

彼と同胞とは共通の生活をもつ。彼は神とだけではなく、同胞ともともにある。機械的な結合のきずな、相互的な是認の外的印し、共通の礼拝の行為が存在しなくとも同胞の結合は眞実で、こわしえない。しかしそれは精神生活が活力と歡喜のあらゆる可能性に達すべきものとすれば、表現を求める。神は、われわれを神に向つて再生させるのと劣らずに、われわれ相互にも再生させることを切望なされる。そして神は、神御自身の手から直接にくる影響力と贈り物の上にと殆ど同じくらい、われわれの同胞を通じてわれわれのところへ達する影響力と贈り物の上により崇高でより恵み深い形の精神的經驗と完成を依拠さ

せ給うた。教会はこの法によって存在する。

教会とは、「再生した人々が統一された礼拝と自由な精神的コミュニケーションの目的で」自発的に集る場である。それは確かに自発的結社ではある、とはいえ「教会の成員たるの条件は、信条の、あるいは道徳的規律のルール告白でもなく、超自然的生活の所有である。・・・独立派教会は、この内的事実を確認するあかしを超えては何も求める権利をもたないが、それ以下のもので満足しようとすれば、この教会はその観念を危険に陥れることになる。」⁽⁶⁾ デイルによれば、教会は人々の内的事実に基づいた集りである。それは、通常の自発的集団と同じものをもつであろうが、しかし超自然的な次元に根ざす再生した人々の集りであって、「キリストの特別の現存を、また聖霊の直接の導きをうけるもの」である。⁽⁷⁾ (したがってミオールの行きついた自主教会主義もまちがっていることになる)。

以上が「アーノルドとノンコンフォーマリスト」で説くところである。国教会は「精神的な原理」に立たず、せいぜい「倫理的」なものの上に立ち、国の統一を計っているにすぎない。ふらふらした人間に満足を与えようとし、厳しい信仰箇条を新たな暖味さをもって説くだけであり、これでは精神の再生を導くことはできない。ドグマ的解釈についての国教会の態度は「真理の神聖さと良心の不可侵性の普通の確信にとって有害」である。広教会派は「その法的地位と信条の微妙で巧妙な解釈によって、その陣地の中に集められる限り多くの異端を抱え込もう」とする。彼らにとって、教義が真なることではなくて、他の何ものにもまさって一つの組織の理論を防衛せねばならぬ。⁽⁶⁾ 他方ノンコンフォーマリストは「自分の体験に忠実であろうとする信者の権利を犠牲にしてまでも偽わりの統一を求める人達を排除しようという決意、これを誇りにしよう」という。非国教化を進め、教会が議会のコントロールから脱すること、これこそが「国教会とノンコンフォーマリストの福音主義との間の心からの協力」への道である。非国教化は宗教上の一致をもたらず⁽⁷⁾ だけではなく、社会階級間の宥和をももたらさう。国教会制は階級と階級の対立をもたらし⁽⁷⁾ ているからである。ノンコン

フォーミストたちの社会観は、何よりも業績に基づく社会、商人、専門職、商店主、職人の自助的努力が報われるような社会である。⁽⁸⁾

五

六〇年代半ば政治的急進運動は再び活発となった(前述)。プライトの再登場はその具体的な現われである。ノンコンフォーミストも一〇年間の△休止▽の後政治的に活動的となる。彼らが国教会から閉め出されてからの二百年祭が行われた六二年からは特にそうであった。⁽¹⁾従来政治活動を忌避しがちであったウエズレイ派も政治的に動くようになる。グラドストン蔵相により六一年新聞税が廃止されたことも活動に有利となった。とりあげた争点はまず教会税と大学での信仰審査である。運動の先頭に立ったのは、プロテスタント・ディセンテイング代議員会、五三年以後は解放協会などであった。⁽²⁾やがてプライト達によって指導される選挙法改正運動がもり上ってくる。選挙権拡大の対象となった新有者である都市の熟練労働者——結果はより広範な都市労働者となったが——には少なからずノンコンフォーミストがいたはずである。改正選挙法の下で行われた六八年総選挙ではノンコンフォーミストの議員は、前回六五年総選挙時の四〇名ほど(うち解放協会所属一七名)から六四名ほどと急増した。⁽³⁾(七四年にはこれが倍増する)。同じ年グラドストンのイニシアティブで、ノンコンフォーミストは強制的教会税納入という呪わしい負担から解放された。翌年にはグラドストン政権下アイルランドで国教制が廃止されるのである。廃止はイングランドの国教会に及ばされないという△前提▽の下で行われたが、ノンコンフォーミスト達、特に解放協会の人達がイングランドの国教会の非国教化の促進にも曙光を見出したと考えたのもむりからぬものがあつたろう。非国教化こそは彼らがイギリス社会の主流からはずされたア

ウトサイダーであるという意識を除去するものであり、国教会の特権的地位を終らせ、彼らの劣等意識を除く究極の方法であった。議員になっていたミオールは七一年五月全般的な非国教化の動議を提出する。それは三七四対八九票で採決で破れたが、重要なことは採決の結果ではなく、非国教化法案なるものが——はじめて——議会に提出され、審議が行われたということである。こうして「解放協会の立場は躍進しつつあり、イギリスにおける非国教化も時間の問題であるかに思われた」のである。⁽⁴⁾ 教育法では強い不満を残した（これが彼らの最大の不満であつたらう）が、大学の宗教審査は廃止されるのである。⁽⁵⁾

イングランド国教会の非国教化は別とし、また初等公教育法においては少なからざる不満があつたとはいへ、ノンコンフォーミストが戦つてきた個々の不利な制度的地位はグラドストーン内閣時おおかたとり除かれたといえる。彼らは今や政治的にアウトサイダーではなくなり、一人前の市民となつた。では彼ら独自の政治運動は消滅したであろうか。否である。これまでは社会的差別をなくすべく運動を続けてきた彼らは、今度は自分達の地位を問題にするのではなく、広く国民的観点に立ち、彼ら独自の信条や心情をば国全体の中で実現させてゆこうとする在り方に変るのである。一人前の市民として自信をもつようになつた彼らは△使命感に満ちて▽その価値観を政治的にも国民全体にも△おしつけ▽しようとする。それはまさに社会悪に対する△十字軍▽的行動であつた。その在り方はまさに道徳の政治化であり、政治の道徳化となつた。こうして自信に満ちた彼らの絶頂期がやってくる。

六〇、七〇年代ノンコンフォーミストは際立って道徳主義的な政治観によつて色どられ始める。悪の現われに対する激しい攻撃が求められ、公的生活に熱狂に近い熱情を注ぎ込む要求が強まつた。不公正な既得権益に反対し、道徳的再生を支える自由主義的中産階級の眠れる感情を呼び起し、また独立的な市民の責任感情に訴える。禁酒運動の過激化と立法化の運動はその最も極端な現われといえようが、それも氷山の一角にすぎない。△ノンコンフォーミストの良心▽

nonconformist conscience といわれるものがそれである。それはノンコンフォオミストの宗教的信条を、単に自派の地位をひき上げ、——国教徒と平等にするというような——自派の地位のみを問題にするのではなく、——自身の宗教そのものではないとしても——自派の信条を自派を越え、広く社会的政治的改革——悪の除去——にまで及ぼそうとするものである。こうした急進主義は前世代のデイセンターのものと著るしく異っている。後者は自分達に向けられた差別の除去に主力をさき、したがってまたこの努力を支持するウイッグの立場を容認できた。ところが今やノンコンフォオミストはウイッグに苛立つようになり、他方またウイッグも彼らの▲狭量▼に苛立つようになった。ノンコンフォオミストの主張に共感するところがあつたにも拘らず、それを厳しく批判するM・アーノルドの見解（『教養と無秩序』にこのことはよく表れている。⁽⁶⁾

ノンコンフォオミストの良心のすぐれた研究者ベントンによれば、それは七〇、八〇年代に徐々に強まり力を増してきたという。アルコール問題はノンコンフォオミストの良心を端的に現わす。この問題は二〇年代からあるし、禁酒問題で中心的な役割を果す組織である連合王国同盟⁽⁹⁾ United Kingdom Alliance が形成されるのは五二、三年であるが、その立法化の努力がなされ、促進されるのは六〇年代末以後である。ノンコンフォオミストの一般的な社会的関心の根は三〇年代の奴隷制の廃止運動にあつたが、この社会的関心が広がるきっかけは——ベントン教授によれば⁽¹⁰⁾——六四、六六、六九年制定された感染病法に対する反対とその廃止運動であつた。ノンコンフォオミストが注意深い配慮もなしに彼らのまわりの世界での悪弊に対する戦いとびこんでゆくとしていた時に、感染法反対運動が始まつた⁽¹¹⁾として、教授はこういふ。

この段階は公的問題一般へのノンコンフォオミストの態度を変えらるゝに極めて重要な結果を生じさせた。社会問題は悪を内蔵する、という彼らの想定は、彼らに彼らの課題が緊急であるという強い感覚を与えた。悪しきことは一日とて容認されては

ならない。したがって法の助けが求められる。法のみが課題を十分速やかに処理する力をもつからである。社会問題についてのノンコンフォーマリズムの政策がしばしば抑圧的にみえるのもこのためである。自主的な努力は放棄はしないが、売春宿を閉じ、アルコール販売の許可を制限し、賭博での予想の発表を禁ずる等々のために国や地方当局にますます呼びかけようとする。：グラドストンの自由主義者の伝統的禁句がしだいに克服され、ノンコンフォーマリズムは、新たな社会問題に目を向ける時にはいつでも、ますます立法化を要求するようになった。：ヒューズ（ウエズレイ派）は一八八九年、個人的慈善によつてはロンドンのますますひどくなる貧困に対応することができないと論ずる。したがって「貧困をなくするのに国が文明のあらゆる資源を用いることは正当でもありまた必要でもある」と。⁽¹²⁾ 国家が国民の善のために動くべきであるという信条は、ノンコンフォーマリストが——少数の例外はあつても——福祉国家の基礎を据えた一九〇六一一年の自由党の社会政策改革を歓迎させた。

六九年に制定された感染病法に対する反対とその廃止運動がきっかけであつた。⁽¹³⁾ 感染病として特にとりあげられたのは性病であり、特に兵営近辺の売春婦の性病検査を強制するこの法が問題としてとりあげられたのである。当初は「バトラー夫人のようにフェミニストによりとりあげられたが、⁽¹⁴⁾ やがて七〇年代道徳性一般の問題として運動が活発となる。廃止運動が成功するのは八六年である。ノンコンフォーマリズムもこの運動をきっかけに、社会問題に関心を広げ、[△]ノンコンフォーマリズムの良心[▽]に基づき、社会問題への独特のアプローチを示してゆくのである。アルコール問題、貧困・雇用問題、ギャンブル問題、日曜日の安息日厳守・生活様式の問題に特に厳格な規律を求めるようになる。ここではノンコンフォーマリズムの良心の最も極端な現われであり、ノンコンフォーマリズムの信条とその実現への努力、それに彼らの政治手法を最も極端な形で現わした禁酒主義運動を紹介し、ノンコンフォーマリズムの良心とその現われの特徴をみてみよう。

ノンコンフォーミストの良心を端的に、というよりは最も過激な形で表現したのは禁酒運動であったといえよう。過度な飲酒の弊害の指摘とそれに対する対策は一八世紀にあった。一九世紀になると二〇年代以降その弊害に対する対策が次々に打ち出されてくる。だがここで注目するのは、それが過激な禁酒運動となり、立法化の試みにまで進む世紀後半の時期のものである。五〇年代に組織化されたこの運動は六〇年代かなり強力な主義——圧力団体運動となり、貧困はじめ、貧困の社会的害悪が人々の強い関心をひき始めている時に、政府による一定の立法化を促した。それは社会主義運動の組織化が始まるのと同じ状況を背景にし、それにやや先行するものであり、貧困とその害悪に対しそれとはいちじるしく違った思想によって立ち向った。それは思想としても人的資源としてもとりわけノンコンフォーミズムを強力な地盤として発展した。

節酒の生活に正面から反対する者はまずいなかった。しかしやがて節酒のすすめを越えて禁酒主義の運動が強まってくる。五三年マンチェスター⁽¹⁵⁾に「あらゆる酒類の販売禁止の全面かつ即時の立法」を促進するための連合王国同盟が創設されたことは運動の画期的な出来事であった。⁽¹⁶⁾禁酒運動の動機の基礎に道德的視點があることは疑いをいれない。堅固な性格の形成ということとは重要であり、それはヴィクトリア時代の特徴であった。とりわけそれはノンコンフォーミストの重視するところであった。自助、独立、勤勉、節約、出世の——スマイルズの——エトスがそうであり、飲酒はこのエトスと相反し、それをつきくずす弊害を生むとされたのである。しかし動機は道德的・性格観的視點に限られない。経済的観點、酒をのまない労働者は規律があり、より一層働らくし、また他の有用な消費財の購入にまわる支出は一層その生産を刺戟し、雇用主や労働者の仕事の機会を増やし、人々の生活水準をあげるというのである。他面飲酒は貧困者を増やし、救貧税を加重させる。「酒類販売制がこわされなければ、民衆や国民としてのわれわれがこわされてしまう⁽¹⁷⁾」ことになる。そればかりか、禁酒運動は地主や治安判事（多くはアリстокラシー）に対する厳しい批判と

結びついていた。彼らはビールの原料であるじゃがいもの供給者の側であり、酒類販売店や飲み屋の許認可権者なのだ。禁酒運動を広げ持続させた要因には、こうして道徳的視点に限られず、様々のもの、様々の攻撃対象があった。禁酒運動に加わる人々の立場や目標には様々のものがあれ、それを——レッセフェールが叫ばれている時代に、またそう叫んでいる人々の中でさえ——立法化によって実現しようとする多くの人々がいた。同盟の人々はそうした人々の一部でもあり、しだいに支持を広げ、組織化を進めていった。

連合王国同盟の創設は意義のある出発ではあったが、それは直ちに有力となったのではない。同盟には、政治の中枢を占める議会の政治に通じた者がいなかった。指導層の多くはデイセンターであり、議会政治の経験がなく、また議会で同盟の方針を代弁してくれる議員もいなかった。そうした議員として五九年選出の若きW・ローソン——カーライル選出の、すぐれたアマチュア・スポーツマンの大土地所有者であり、「コブデン主義者中のコブデン主義者」であった⁽¹⁹⁾——がでてくる。だが彼は議会でそれほど有力な存在ではなかった。また同盟は禁酒主義を立法化によって実現しようとしたが、立法化の具体案をもてないでいた。穏健な立場の人々から、一気に禁酒主義を実現すべしという立場の人々までおり、具体案がまともななかったのである。アメリカではメイン法が制定されていたが、その成果に強い疑問がもたれていた。⁽²⁰⁾ こうした中で『許認可法案』がしだいに浮かび上つてき、ローソンによりまとめられるようになる。だがそれは、究極的には完全な禁酒の実現を旨とするものであれ、現実政治を考慮した妥協案であった。その骨子は、各地方の地方税納入者の三分の二ほどのものがそう欲すれば、各地方の酒類販売を禁止しようというものであった。即ち、(1)販売禁止は——メイン法と異り——全国画一的ではなく、各地方の選択に委ねること、(2)販売禁止の決定は——従来のように治安判事の許認可によるのではなく——納税者の多数によってなされる、ということであった。案の妥協性は、画一的な禁止ではなく、地方的選択ということによく現われている。⁽²¹⁾ 他方、納税者多数による決定という

ことには極めて急進的な思想が表現されている。問題になるのはここである。

納税者多数による決定という法案には禁酒主義者の急進的な考えが表われている。彼らは従来の免許制に多大の不信感をもち、それが労働階級の利益に反する富裕な地主と醸造業者の謀みであるとみた。それは大衆課税を増やし、彼らの租税をその分減らしている。そればかりか、労働者街に多数の飲み屋をはびこらせ、彼らが供給するじゃがいもとビール消費をあふっている、しかもこの免許制を抑えているのは、町労働者街に住まず町の実情に通じてもない治安判事なのだ。⁽²²⁾ 禁酒主義者によれば、酒類販売の免許制こそは支配階級の権力の象徴なのである。地方税納入者多数による酒類販売の許可可制こそ彼らの支配の基盤に本拠を突き崩すことにもなる。そもそもイギリス支配層の根は地方にある。地方的選択制をとる場合においても、許可可での三分の二条項は、十分に急進的な意味をもちえよう。こうして酒類販売の許可可法案は六四年ローソンによって初めて議会に提案されたのである。急進主義的——ノンコンフォートミストの運動が盛り上がり始めた時期でもあった。ところが、二九二票対三五票の残敗であった。法案への議員達の強い反感があったためというよりは、議員の多くはまだ禁酒立法などまじめにとつていなかったのである。ブライトも、またソールズベリ卿なども、飲酒問題には関心をもっていたが、禁酒運動は「説得や奉仕によって」進められるべきであり、議会からは速ざかるべきだとしていた。⁽²³⁾ 六八年の選挙において際立った争点はアイルランド国教会の非国教化問題であり、禁酒問題はそれほど争点とならなかった。節酒主義者の間でもそうであった。⁽²⁴⁾

最初の法案は破れたとはいえ、同盟の運動は、収まるどころか、路線の収約がないまま、様々の意見や集団が噴出する。許可可法案も議会でもしだいにうけ容れられるようになる。六九年提出の際の採決では、法案反対のマジヨリティは一〇六票、七〇年ではわずか三一票にまで縮少した。こうして政府も何らかの行動を起こさざるをえなくなる。内相ブルースが七一年酒類（免許）法案を提出するようになったのはこうした背景においてである。法案は、免許の責任を

治安判事にもどすものであり、地方税納入者の権限は著るしく小さい。開業時間は短縮され、五分の三の多数が欲すればさらに短縮でき、日曜日には店を閉めるようになしえ、飲み屋の監督をより厳しくするというものであった。提案でも急進的なのは、免許業者の数を減らすというもので、判事はある地区に新たな免許が必要か否か、必要であればどれくらいかを決めうる。地方税納税者は五分の三の多数で、欲すれば、町では住民一〇〇〇人につき一軒の免許の割合、村落では六〇〇人に一軒の免許の割合に減らすことを求めうる。当時のイギリスでは二〇〇人に一軒の免許という割合であったから、案はかなり厳しくなったといえる。ただ免許をとり下げられる者には一〇年の猶予期間が与えられる。この法案に対する同盟の最初の反応は失望と反感であった。猶予期間の条項は特にそうであり、それが既得権益をつくとみたのである。とはいえ、その執行部は政治の現実を考慮し、またそこには地方的統制の条項がいられていることを考慮し、また将来での一層の改善を信じ、あえて反対の意志を表明はしない、ただし積極的な支持の動きもしいないことにした。そして他面、ローソンが再び提出した許認可法案のために全精力を傾けたのである。他方、酒類業者もブルース法案に反対であり、敵対的反対は直ちに始まり、かつ大規模で組織的となった。法案に反対する請願はそれを持する請願の数をはるかにこえた。こうして法案は議会内外からかなりの支持をえたにも拘らず、活動的な組織からの積極的支持がなかったため、第二読会にも至ることなく、とり下げられてしまった。ところがこのことは、かえって同盟の立場を強めることになった。ローソンもいう。「ブルース氏は禁酒主義グループの支援をうるにあらざれば、国のためになる法案を通すチャンスをもてない」と。⁽²⁵⁾ 実際同盟の運動がさらに盛り上るのはこの時からである。⁽²⁶⁾

同盟の自信は政党政治にも現われる。政党——自由党であろうと——に従属し、単に一党一派のために動いているのではなく、国の利益のために動いているのだと。こうした自信に基づく自由党からの独立の意識は、閣僚でウィッグのキンバレが七二年、前年のブルースの案以上に保守的な案を提出したことによって一層強められる。⁽²⁷⁾ ただしこの時は

自由党から「見放された」という意識に伴われてであつた。同盟が選挙活動とそのため組織化に力点を置くようになるのはこのためであつた。⁽²⁸⁾同盟は原理的立場に立ち、その許認可案を支持しない自由党候補を支持せず、彼らが保守党候補に敗れてしまうことも厭わなかつた。より広い立場から自由党を支持している同盟員の批判にも拘らず、執行部はこの原理的立場を七〇年代貫いたのである。同盟のこうした立場は議員達の反発をかい、七三年提案の許認可法案は三二対八八の屈辱的な票決で敗れた。⁽²⁹⁾支持した八八名中自由党議員は七五名にもなるが、それでもそれは自由党全議員中二〇%ほどにすぎず、またその半数はケルト人辺境地域からの者であつた。⁽³⁰⁾支持者は急進派及びノンコンフォームストであり、ウィッグや穏健派にはまずない。同盟は以後七〇年代末まで認可法案を毎開期のように提出する。が、その度に圧倒的多数で敗れた。

同盟は七〇年代末—ブライイトの薦めもあり——従来の過激な立場から一步後退し、酒類販売業の許認可・制限を当地方の住民の選択に任せるというだけの——三分の二条項のない——「地方的選択」⁽³¹⁾の立場に変わる。ローソンは、七一年から下院で毎年提案してきた許認可私法案の提案をうち切り、七九年には「地方的選択決議」Local Option Resolution案を提案した。余りにも過激な案が議会で通る望みはないとさつたのである。決議案は下院で破れはしたが、一八五名と以前の二倍もの自由党議員からの支持をえた。これは自由党議員の半数にもなる。八〇年グラドストンの（ミドロジアン）選挙戦で目立つ争点は対外問題、それに財政問題であり、禁酒問題は傍によせられたが、政権についてのグラドストンの自由党内閣は、早々に「地方的選択決議」案を下院で通過させる（二四五票対二一九票）。支持は自由党二二五、保守党一二、アイルランド自治党一八であり、反対は保守党一六七、自由党四〇、自治党一二であつた。同盟はこの結果に喜び、新政府に多くを期待するようになった。しかしながら政府は対外問題、それに選挙法改革問題、それからますます深刻となつてくるアイルランド問題への対処に追われてしまい、決議案を立法に移すことができない。あげくは

八六年アイルランド自治法案での自由党の分裂である。同盟の主張が一部だがとり上げられるようになったのは、保守党政権になってから、それも八八年に保守党政府が地方政府法 Local Government Act の中に含めて立法化したことによつてである。首相のソールズベリは地方的選択の立場となつていたのである。⁽³²⁾ 酒類販売の規制にはこうして幅広いコンセンサスがあつた。⁽³³⁾ 保守党政府の立法は、新たに設けられる州議会が中心となり、州をいくつかの地区に分け、それぞれに作られる委員会が酒類販売業者の数を減らしたり、日曜日や特定の日にパブを閉めるよう決めえ、また認可をとり消される業者にはその分補償がなされる、というものであつた。同盟はこの立法に不満であつた。そして一つは補償問題を、もう一つは地区での決定を、住民に委ねるべきことを主張した。前の方は同盟の線に近く解決されるが、全体として同盟の急進的な主張はうけいれられなかつた。同盟の政治力は「地方的選択」をそれほど越える主張を通すまでには及ばなかつたのである。ここまでは幅広いコンセンサスがあつたといつた方がよいのかもしれない。同盟の要求は結局実現されずに終る。⁽³⁴⁾

節酒家や禁酒家は多かつたであろう。しかし同盟が進めようとする立法による禁酒主義の強制を支持する者は少なくはないにしても、範囲は限られていた。B・ハリソン教授によれば、⁽³⁵⁾ 六〇年代活動的な禁酒主義者は一〇万人ほど、禁酒家は少なくとも一〇〇万人ほどおり、世紀終りまでこの人数は増えたと思われ、禁酒家は三〇〇万人から六〇〇万人になつたであろうという。同盟がねらいをつけたのはこうした人々であり、同盟は彼らを政治的に動かそうとしたのである。しかし同盟の人数に関する限りそれほど多くはならなかつた。公式の発表はなく、推量する外はないが、⁽³⁶⁾ 週間紙『同盟ニュース』Alliance News の発行部数からすると、通常二万人、時に三万人ほどであつたろうとされる。

同盟に加入した人々がどのようなタイプのを者かをみると、そのタイプには比較的早い時期と、後になつてからの時期とでは変化があつた。同盟に拠金した者の社会的背景をみると——ハリソン教授によれば⁽³⁷⁾——当初の二〇年間大部分

は北部産業諸州、特にランカシャーからのもので、工場主、特に繊維産業の者が最も多く、また殆どデイセンターであり、自由黨員からであった。少数の英国教会の者、大土地所有者、専門職、その外の者がいたが、それぞれのタイプで例外的といえる人達である。運動が成熟し——恐らく最初の世代の者が死去するに従い——運動の拠点はマンチェスターからロンドンに移ってくる。拠金の額をみると、九二年ではマンチェスターからの四・五%に対しロンドンの九%である。拠金も下層中産階級の事務員と小売商の者が多くなり、拠金も大きな額のものから、小額で多数の者からのものへ（七二年総額の二八%から九二年の六二%）と変る⁽³⁹⁾。とはいえ「世紀の終りまで禁酒運動は支持をノンコンミティと自由党から得続けた」という点では変りはない。禁酒運動はノンコンフォーミストに依存するところが多大であったのである。七二年から九五年まで同盟の活動が活発であった時期、その執行委員六四名中、宗派がわかつている者を見ると、国教徒が五名であるのに対し、ノンコンフォーミストは一九名にもなる⁽⁴¹⁾。同盟が開く会合をみてもわかる。集りはノンコンフォーミストの教会や彼らの学校などで行われた⁽⁴²⁾。実際日曜日にその教会を使う人達が週日そこに集ることはごく自然であつたろう。地方レベルの同盟の活動はノンコンフォーミストの共同体生活にこの上なく適合していたのである。彼らが多い所では同盟への支持は強い。仕事はやり易く、拠金も多く、自発的援助もえ易く、会合の開催も容易で、出席もよい。反対に彼らが少ない所では逆となつた⁽⁴³⁾。

禁酒主義者は労働者大衆を△飲酒奴隷▽の状態から救い出すことに無上の使命感を抱いた。そのための立法化の運動は△いのちをかけた戦▽であつた。「もしわれわれが酒類販売をやっつけなければ、われわれは民衆や国民を滅ぼしてしまふことにならう⁽⁴⁴⁾」と。しかしこうした熱情は少なからず人々の批判と反感をひき起した。ミルも自由の観点からこれを批判する。酔っぱらいは公的な害がある場合にのみ罰せられればよいのであつて、禁酒立法は個人の自由に対する不寛容な干渉であつて、際限なく広げられる可能性があり、危険だといふのである。

これ以上「酒場の一定の規制以上」のいかなる制限も原則として正当とは思われない。例えばビールなどアルコールを売る店への出いりをもっと困難にして誘惑の機会を減らすという目的のため、店を制限するのは、効用性を濫用する一部の人のために総ての人々を不便にさらすだけではない。それは労働階級がはつきりと子供か未開人として取扱かれ、将来自由の特権を認められるにふさわしいものとなるため、束縛の教育をうけている社会の状態にのみふさわしい。これはいかなる自由な国家の：原則ではない。⁽⁴⁵⁾

ダービー卿の批判も手厳しい。認可法案なるものは「最悪の専制・不寛容そのもの」であり、宗教的迫害と何ら異ならない。「ある地区の住民三分の二がプロテスタントである場合、カトリックは礼拝の場所をもちえない」というのと同じである。⁽⁴⁶⁾ 禁酒運動は自由党議員にも容易に滲透しなかった。認可法案を支持する自由党議員は、七三年で二〇%、七五年では二三%ほどであり、二割そこそこであった。⁽⁴⁷⁾ 自由党の指導層も同様であり、ハーティントンのようなウィッグは容易に動かなかった。⁽⁴⁸⁾ 上層階級は酒の文化と離れえず、通常の場合節酒運動も社会的に、地理的に、また神学的にも彼らに無縁であった。⁽⁴⁹⁾ 大部分の政治家は節酒運動の会合に出席することはない。グラドストーンさえそうであった。彼は七五年同盟の年次大会の議長となるよう招待された時、これを断った。⁽⁵⁰⁾ 政治的に禁酒運動と妥協しなければならなくなった時も、それに心からの支持を与えることはなかった。ブライト(クエーカー)も節酒には共感したが、健康上ワインを飲んでいることもあり、禁酒主義者に同調しなかった。⁽⁵¹⁾

「総ての階級の善意あるクリスチャンは、『同盟の人々が』地方的選択を越えたどのような立法の提案にもコミットさせなければ、『同盟に』加わるであろう」といわれた。穏健な節酒主義には広いコンセンサスがあった。現に八八年保守党政府が立法化した地方政府法の中に地方的選択の原理が含まれた。しかし同盟は単なる地方的選択の立法では満足せず、とりわけ決定への住民の参加を主張した。こうしたその急進的な要求はうけいれられなかったのであり、同

盟の政治力はその限界にゆき当たったのである。

同盟員の数は少なくはなかったが、膨大というわけではなかったし、その社会的地位も限られていた。同盟の主体は、タイプに変化があったとはいえ、ノンコンフォーミストであった。

議会議決のみじめな失敗があり、七〇年代、特に七三年の同盟の年次大会決議後、選挙区での組織化が試みられた。この時組織拡大の基盤になったのがノンコンフォーミストであった。国民を再生させるという使命感に満ち、数多くの会合を開き、パンフレットを配り、選挙運動にも加わった。ところがこうした人達は政治を原則と道徳性の観点からみることしかできなかった。彼らの強大なエネルギーや熱情は確かにここから生れたであろうが、そのドグマテイズム、非妥協性、綿密な討議の忌避はその影響の範囲を著しく狭めてしまった。節酒の立場についてかなり広範な支持があったにも拘わらずである。

ノンコンフォーミスト以外の人々は飲酒を全くの害であるとはみず、大部分の者は改革の初期の試みには加わっていなかった。彼らは飲酒の弊害を防ごうとしただけであり、穏健な改革の方策に自然に目を向けた。こうした視点からは、禁酒への要求は過激であり、同盟のしつこさは狂信主義とみられた。反対に、同盟でのノンコンフォーミストの声によれば、「世間で穏健な人としてもてはやされる人々は…人類に大きな奉仕をなしえない」⁽⁵³⁾のであった。かかる文化の多様性を内含する社会では、効果的な節酒改革はとうてい望むべくもないことがわかった。⁽⁵⁴⁾

同盟の人々の熱烈な使命感やエネルギーな活動も仲間うちの運動に限られてしまった。会合は仲間の志気を高めるものではあっても、ひとりよがりのもものになり、改宗者を増やすことができなかった。同盟ニュース誌を全国誌にしようとの試みもあったが、誌の訴える所は狭く、改宗を促す効果はなく、無数の地方的会合が長々と報告される――禁酒主義者はこれを喜んで呼んだ――が、同志達以外の者に興味をもたせるようなものではなかった。⁽⁵⁵⁾同盟の執行委員

達は北部実業界及びノンコンフォーミストとのつながりが深く、ノンコンフォーミストからの支持と財政的支援はえたが、この限られた範囲の外に同盟の影響力を伸ばすことができなかった。⁽⁵⁶⁾

禁酒主義者は、その指導者とも、政治過程の経験も知識も浅く、政治的に未熟であった。「最も致命的な弱点はウエストミンスターの政治生活になじみがなく、理解もないということであった」⁽⁵⁷⁾。議員を送りこもうという試みもしばしばなされたが、成功したのは一人だけであった。議会での同盟の代表者であったW・ローソン(ジェントリ)は必ずしも同盟と一体化せず、さればといって議会内での交渉に積極的ではなく、長い間政治的妥協を策謀であり陰謀であるとして嫌う政治的アウトサイダーであった。他人の動機を容易に理解しようともせず、自由党議員・指導層に影響を及ぼしてゆこうともしなかった。⁽⁵⁸⁾たとえそうしようとしてもできなかったであろう。禁酒主義者や同盟がそれを許さなかったであろうから。

議員や政治家達は一方で禁酒主義者の、他方で酒類販売業者の支持の動向を気にした。⁽⁵⁹⁾禁酒主義者は禁酒主義は政党支持いかんを問わないとしていたが、自由党支持に傾き、他方酒類販売業者は保守党支持に傾き、△二極化▽してゆくとはいえ、保守党支持——国教会側にも穏健な禁酒主義者はいた。自由党支持も過激な禁酒主義と同じではないが許認可法案の下院での支持は主に自由党からであった。六九、七三年での該法案での採決をみると次のとおりである。六九年では、支持議員九二名中七六名が自由党議員であり、七三年では八八名中七五名である。とはいえ、この人数は自由党議員の一部にすぎない。何れの場合にも人数は自由党議員の二割ほどである。イングランドに比べ、ケルト人辺境地帯からの議員の方が法案支持の者が多い。七三年の場合では八八名の半数ほどはケルト人辺境からの者である。イングランドでは大部分が地方の大きなバラからの者であった。保守党の支持者は六九年では、二七九名中一六名で、その殆どはアイルランドからの者であった。イングランドからの者は六九年の六名から七三年の一名となってしまう。⁽⁶⁰⁾

同盟は自由党寄りであつたが、自由党と一体化したわけではない。禁酒主義をうけいれない自由党議員には、そのドグマ的性格からして選挙で支持を与えなかつた。そのため選挙で彼が保守党議員に敗れても、それを彼に対する△懲らしめ▽といつた。⁽⁶¹⁾七四年選挙で自由党が大敗した時も、自由党内閣の不実な行状——許認可法案からほど遠いブルース、キンバレ法案の提出——のゆえとしてあまり自由党を支持せず、保守党大勝を△正当化▽さへした。こうしたドグマ的な同盟の路線は自由党に忠誠心をもつ禁酒主義者、あるいは穏健な節酒主義の自由党員の立場をディレンマに陥れたのである。自由党指導層にしてみれば、彼らが禁酒主義者の要求に僻易したことはいうまでもない。彼らは何よりも党をまとめてゆかねばならない。保守党と違い、自由党は様々のグループからなる連合体であつたからなおさらである。グラドストンはながく許認可法案に殆ど関心をもたなかつた。⁽⁶²⁾彼もやがて地方地方での選択という立場をうけいれ、八〇年総選挙での勝利直後の議会で「地方的選択決議」を下院で通過させたが、彼と禁酒主義者のカルチャーの違いはなくなつたわけではない。⁽⁶³⁾ハーティントンの場合は一層そうであらう。⁽⁶⁴⁾彼も法案の推進者に一定の妥協をしようとはしていたが、「私自身許認可法案の擁護者ではないし、またそうなることはあるまい」という。ではあれ「私は当法案及び同種の法案の擁護者には、この問題についてこの人達が国民に自分達が抱いている意見を支持するよう説得する十全の権利を認めるものである」とし、彼は「許認可法案のようなタイプの社会的・経済的な改革がいつかは——まだその時はきていないとしても——自由党の責務となることもあらう」と述べてはいる。⁽⁶⁵⁾(七七年)。ハーティントンの「時の政治問題の多くについて開かれた心を維持しようとする心構え」を示すものでもある。バミニングムで大衆党組織^{「カ」}を作り、やがてこれを全国に及ぼしてゆくとしていたチェンバレンも、過激な禁酒主義の滲透を警戒した。彼は市による酒類販売業の統制(ゴードンブルク制)の立場でもある。⁽⁶⁶⁾コーカスの形成は、個々の主義や利益を追求する主義・圧力集団や一時的な動きを追うフェディストを抑え、ばらばらの急進主義諸派をまとめ統合しようとする試みでもあつたの

だ。

ノンコンフォーミストの良心は様々の運動として現われた。そしてここで注目すべきことは、この運動が自発的組織としての形をとり、その結果自発的集団形成の文化が促進されたということである。⁽⁶⁷⁾ それは慈善集団が続々とつくられたことによってもわかる。一九世紀には慈善は生活の一部となった。それがクリスチャンの義務として求められたのであり、とりわけこの義務は福音主義の支えに基づくようになる。病弱者訪問、傷害者看護、売春婦更生、アルコールとの戦である。⁽⁶⁸⁾ ノンコンフォーミストはこうした運動に多大の役割を果たした。社会の病弊は持続的な自発的努力にあるとみたからである。この考えは一九世紀八〇、九〇年代深刻な反省を迫られるようになる。それは貧困者の生活が想像を絶するほどに悲惨かつ不道德なものであることがわかってくるからである。A・ミーンズの『見捨てられたロンドンの痛烈な叫び』(八三年)はその重要なきっかけであった。ノンコンフォーミストは自分達の境遇を労働者大衆の状態と比べ、その違いにますます心をいためつけられるようになる。一九世紀末ベアトリス・ウエップが古典的な形で述べたもの、「知識人と財ある人々の中の罪の新たな意識」に悩まされるのである。⁽⁶⁹⁾ こうした罪の意識は社会に広く広がるが、ノンコンフォーミストの良心の基盤をなすのであり、それが従来からの運動と組織化を促進したのである。

ノンコンフォーミストの良心は七〇年代から形をなしてき、これが政治の側面にも現われてくる。ペビントン教授によれば、それは三つの側面をもつ。第一に、「宗教と政治との間には厳密な境界はない」ということ、第二に、「政治家は高潔な人格の人であるべきだ」ということ、第三に、「国家は市民の道徳的福祉を促進すべきだ」ということである。⁽⁷⁰⁾ 確かに、こうした内容は、クリスチャンの仕事と世俗的な活動を区別してきた前の世代のノンコンフォーミストとは異

る。前の世代にとって、政治は世俗的な次元にあり、「正当ではあるが、危険でもある」事がらであった。今やノンコンフォームイストは政治のアウトサイダーではなくなった。下院議員も着実に増えている。⁽⁷¹⁾六八年には自由党議員の二四％であったものが、七四年には一九％、八〇年には二四％になる。宗教と政治の厳密な境界がなくなったのである。

政治の道德化の第二の側面は、権力は（正しい個人的性格をもった人達に委ねられるべきであり、政治家は汚れのない性格の人物であるべきだ、政治的決定は道德的であらねばならないからということである。アイルランド国民党首のパーネルに対する反発が起つたのは、彼が愛人を囲っていたということのためであり、最初に△ノンコンフォームイストの良心▽という言葉を用いたウエズレイ派牧師はこのため「直ちに議員を辞するべきだ」（九〇年）としたのであった。⁽⁷²⁾これに対して政治家のモデルとされたのはグラドストーンであり、またクロムウエルであった。クロムウエルはその欠陥が忘れられ、人格の高潔さのゆえに政治家のモデルとなったのである。⁽⁷³⁾ノンコンフォームイストの間ではこうして△高潔な▽政治家が評価されるが、他方アリストクラシーの間では必ずしもそうでなかったように思われる。それを典型的に示すのがグラドストーンの後継者として自由党総裁⁷⁴首相となったローズベリ伯に対するノンコンフォームイストの批判である。彼は首相になって三ヶ月後△不幸にも▽彼の持ち馬がダービーで優勝してしまった（九四年）。直ちにメソジストから賭博を促す競馬から手を洗うべきだという抗議をうけた。ところが翌年にも彼の持ち馬がダービーで優勝してしまう。ギャンブル反対連盟は、競馬に関係している政治指導者を支持すべきではないとロンドンのノンコンフォームイストに訴えた。しかし伯に近い者が働きかけ、この訴えをつぶしてしまった。⁽⁷⁴⁾当時のイギリスには△二重▽の道德が通用していたといつてよい。

ノンコンフォームイストの政治観の第三の特徴は、国家は道德的目的のために活動的に社会生活に関与すべきであるという見方である。立法によって国民の性格を改善してゆくべきなのである。以前デイセンターは、国家権力によっては

人間の行動の外的側面が強制されるだけであつて、それは有害無益であるとし、その意味でΛレッセフェールVの立場であつたが、今や国家に積極的な役割を認めるようになったのである。「レッセフェールへの共感は、特定の社会的害悪を防ぐための立法への要望に不断に代つていった。自主的努力は続けられねばならない、が、国家は社会の中ではるかに大きな役割を果すべきである」と。⁽⁷⁵⁾ こうして一般的な自由主義の公理との決別が進むのである。これはウイックの原理への回帰であるといえなくもない。ウイックは国家の役割の重要性を否定したことはないのである。国教会主義はその端的な現われである。政治家の真面目さへの要求も逆だが似た波動を示している。政治家の高潔さへの要求がノンコンフォーミストの中では増してゆくのは反対に、ウイック、一般にアリストクラシーの中では、世紀中葉政治家に真面目さが求められたのに、世紀の終りが近づくに従い、道德主義的な政治家観が緩んでしまう。ノンコンフォーミストはこの時期余りにも道德主義的に偏狭になつたといえよう。

政治の道德化は旧来のノンコンフォーミスト運動のリーダーシップが後退し、組合教会派と洗礼派の活動的な急進派が前面に出ることによつて一層顕著となつた。彼らが六〇年代以後政治的に活動的となり、政治にインパクトを与えるようになったのである。これはより低い階級、即ち下層中産階級や熟練労働者の中での政治的心情の昂揚と一致する。組合教会派や洗礼派にはこうした人々が多かつたのである。彼らは——上層中産階級の多い——ユニタリアンなどより低い階級の人々がずっと多い。非福音主義的であり知的なユニタリアンには政治的改革的情熱が乏しかったのに対し、二つの宗派の信仰には熱情があつた。その信条も、知的なものより感情的なものを重んじる。⁽⁷⁶⁾ この福音主義的な熱情をもつ彼らにとつては、貧しい人々をキリストに改宗させるのは「生気を与えられた教会」の中での精神的熱情であつて、「熱情のない悟性の鋭い議論」ではない。⁽⁷⁷⁾ 無信仰は信仰の知的武装によつては克服しえない。宗教の基本は、デイルによれば、「神とともにある人間の魂の直接的で実験的な生活」であつて、キリスト教においては、キリストの類似

のない生涯とその至高の精神的手本についての「新鮮な解説」であり、これは個人の自由に委ねられてこそ可能となり、宗教はこうして蘇る⁽⁷⁸⁾、というのである。

六

ウィッグは三二年の選挙法改正において、△腐敗選挙区▽を除去する一方——新産業都市への議席の付与とともに——州の議席を増やした。州の議席の増加の基礎にある考えは、州での有権者は独立的な判断で行動し、小さいバラでの有権者と違い、腐敗が少なく、また△封建的▽な地主への屈従を断ち切り、自由主義的な傾向を強めよう、そのことが同時にまた自分たちウィッグに有利になるという判断であった⁽¹⁾。この判断は、改正立法過程の真只中で行われた三一年選挙では十分妥当したが⁽²⁾、それ以後はその予測が当たらないことがわかる。ウィッグへの有権者の支持は三二年以後、州で減退してゆくのである。その重要な要因は、現代の分析によれば⁽³⁾、ウィッグの諸改革——特に国教会改革——に対する反作用のバネが強力に働いたこと、特に△国教会の危機▽の意識が広がり、こうしたことが保守党へと振れたというところにある。オックスフォード運動は反作用の典型的な現われであった。この保守党への振れはイングランドの諸州と小さいバラとで大きかった。それ以後も六〇年代自由党が優勢になるまで保守党への振れは持続する（保守党の劣位はピール派の分離によるところが大きい）。こうしてウィグー自由党はますますバラでの支持に依存せざるをえない。州選挙区での保守党優位への振れは、それぞれの地方でその地方の有力者である保守党地主層（地方ジェントルマン）が伝統的インフレンスを回復させたことによる。その要因の一つには、当地方での異質の者、宗教的指導者や熱烈な宗教活動家が有権者の宗派的忠誠心を掻き立てるのを阻んだ⁽⁴⁾ことがある。特にスコットランド、ウエールズ、アイルラン

ドの諸州や小さいバラでそうであった。事態が変化するのは五〇年代末から六〇年代にかけてである。一つには産業都市での動きによるが、また一つには、州においても民衆の宗教的情熱が及んで、保守党地主の抑えが崩れ始めたことによる。ウィッグ―自由党の優位はこうして回復される。州で働き始めた宗教的要因は、ノンコンフォーミズムの普及、滲透と密接に関係する。政党政治において宗教はこのように重要な役割を果たした。

自由党は連合政党の性格をもつ。ウィッグ、ピール派、諸々の急進派、ノンコンフォーミストなどの連合である。アイルランド派も時にこの連合に加わった。⁽⁵⁾この「 \wedge 連合 \vee 」の強化が自由党の形成にはかならない。これらは互に協調するがしかなかったし、しばしば摩擦を起した。⁽⁶⁾国教会主義のウィッグは、ノンコンフォーミストに同情的ではあったものの、宗教、それに教育問題が政治的争点になると、両者の関係は緊張する。七〇―七四年の時期がそうであり、ノンコンフォーミストは自由党指導層に反逆した。その後も緊張関係は持続した。とはいうものの、ノンコンフォーミストや急進派が自由党から決定的に離れることはできなかった。グラドストーンが総裁でいる限り特にそうであっただろう。

自由党の指導層をなすのは――グラドストーン達数人を除けば――多くはウィッグである。自由党の頭部はウィッグであり、その身体は外の者がなすときよくいわれてきた。⁽⁸⁾頭部をなすウィッグは党の指導層をなすばかりか、自から選挙区で地盤をもち、少なからざる得票をえ、議席配分の有利さもあって、多くの議員を擁した。ウィッグの支持者の多くは国教徒であったろう。国教徒には保守党支持者が多いが、ウィッグ―自由党支持者もすくなくからずいた（保守党支持者二・五人から四人に対し自由党支持者一人の割合）。⁽⁹⁾所によつては（また選挙によつては）自由党支持者が保守党支持者の半数にもなる場合もあった。国教徒の自由党支持者は多くはウィッグのインフレンスの下にあった人々であろう。またノンコンフォーミストの多くもウィッグを支持したので、ウィッグはそれだけ選挙で重要な重みをもっており、議員の数も多い。パリ教授によれば、⁽¹⁰⁾六八―七四年議会で自由党議員は四二四名（うち三名はアイルランドからの議員）

表1 115名の急進派議員と151名の非急進派議員の選挙区ごとの配分 (68-74年の間の自由党議員)

			急進派	非急進派
＜イングランド＞				
バラ	有権者 5000人以上のもの	ロンドン	7	8
		南部	6	10
		北部	32	11
	2000～ 5000人もの	南部	10	12
		北部	13	10
	2000人以下のもの	南部	9	25
北部		4	13	
州			2	18
			4	13
＜ウェールズ＞				
バラ			7	5
州			7	1
＜スコットランド＞				
バラ			12	12
州			5	15
計			115	151

南部と北部はセヴァーン-ウオッシュェ河を境界として分けた。
Parry, *op. cit.*, p. 145.

であるが、この中採決にあまり加わらなかつた議員を除く四〇三名のうち、——分析できない者、及び分析に適しない者を除き——ウイックといえる者は一一七名である。これにピール派一〇名を加えると一二七名、中間派的な者二四名をさらに加えると、一五一名となる。これ以外の急進派といえる者は一一五名である。ウイックはこの急進派と同じくらいいることになる。ピール派などを加えると、急進派よりも多くなる。とはいえ、急進派の議員は非常に増えたのである。

ウイックの議員と急進派議員の得票をみると選挙区に明瞭な特徴がみられる。パリ教授の表(表1)をみてみよう。ロンドンを別として、イングランド南部の大都市ではウイックが優位に立つ。これに対し、北部の大都市(多くは産業都市)では急進派が圧倒的に強い。中都市ではそれほどには際立っていないが、それでも急進派が強い。ところが、有権者が二〇〇人以下の小さい町では、南部、北部ともウイックが圧倒的に強い。イングランドでは州選挙区でも同様にウイックが圧倒的に強い。イングランドにおいては、小都市及び州ではウイックが圧倒的に強く、北部都市では急進派が強いのである。

こうした選挙地図を左右する大きな要因はノンコ

表2 大都市における政党(保守党)支持(1832-80)平均

	Fraser	Nossiter
支持平均	都市名	都市名
20%以下	Sheffield	
21~25		Sheffield
26~30	Oldham	Oldham
31~35	Newcastle	Newcastle
	Wolverhampton	Wolverhampton
36~40	Birmingham	Birmingham
	Bradford	-
	Brighton	
	Leicester	Leicester
	Manchester	Manchester
41~45	Bristol	Brighton
	Hull	Bristol
	Portsmouth	Hull
	Sunderland	Sunderland
46~50	Bolton	Leeds
	Leeds	Norwich
	Norwich	Nottingham
	Nottingham	Plymouth
	Plymouth	Portsmouth
	Stockport	Stockport
	Stoke	
51以上	Liverpool	Bolton
	Preston	Liverpool
		Preston
		Stoke

保守党支持のパーセンテージは上から下へと増す。
Fraser, *op. cit.*, pp. 224-5; T. G. Nossiter, *Influence, Opinion and Political Idioms in Reformed England*, (1975) pp. 181-4.

ノンフォーミストの割合いかんであると考えられる。▲熱心な▽信者の中、ノンコンフォーミストが占める割合は——
五一年国勢調査によれば——北部が最も大きく、南部はこれより低い。五二%対四二%でかなり違う。

ロンドン(▲熱心な信者▽三七%)には特殊な事情があり、別に扱う必要がある。(11)

ウエールズでは、急進派及びノンコンフォーミストは▲奇妙▽にも州選挙区では特に強い。スコットランドではこうした傾向はなく、急進派とウィッグは都市では同等であり、州ではウィッグの方が強い。ウエールズとスコットランドでは州選挙区では、急進性のどあいがか全く反対なのである。ウエールズでは、州はイングランドの都市同様に▲解放▽が進んだのである。スコットランドでは州は、イングランドの州選挙区同様あまり▲解放▽されていないのである。(12)

ノンコンフォーミストの多くが自由党支持者であり、自由党の得票の重要な部分がノンコンフォーミストか
らきたということは、都市での自由党得票率とその都市でのノンコンフォーミスト数の割合がかなりよく対応していることからわかる。表(表2)は——二
人の著者による——(13) 三二

年総選挙から八〇年総選挙までの保守党の得票率平均、したがって自由党得票率の平均を比べ、自由党得票率の大きさに順に並べたものである。これをみると、自由党の得票率が最も大きいのは、シェフィールド、ツイドオールダム、以下、ニューカースル、ウルヴァハンプトン、バーミンガム、ブラッドフォード、ブライトン、レスター、マンチェスター・・である。つぎにノンコンフォーミストの△熱心な信者▽の割合をみると（五一年国勢調査）、ブラッドフォード、リーズ、オールダム、ウルヴァハンプトン、シェフィールドが五〇％以上で極めて大きく、ツイドバーミンガム、マンチェスター、ソルフォード、ニューカースルの五〇―四〇％である。これを自由党支持の割合と比べると、リーズを除き、双方の割合はかなりよく一致する（都市のデータをもっと増やす必要があるが、それはできなかつた）。このことから、自由党支持とノンコンフォーミズムとが関係していることが推定できる。

ノンコンフォーミストが圧倒的に自由党支持者であり、また多くは急進派支持者であるということは確かであろう。ただこのことを、数量的に確かめる研究はまだ殆どなされていない。どの地方についてもである。確かめるには間接資料に依存するほかはないが、その限りではノンコンフォーミストの圧倒的多くが自由党支持者であつたことは否定しえない。このことは第一次大戦まで、さらにそれ以後でも殆どの時期そうであつたといえる。⁽¹⁴⁾アイルランド自治問題が争点となる以前では、教育法案をめぐる自由党指導層とノンコンフォーミストの対立の一時期を除けば、自由党支持者でない者は極く少数で、一〇人中八、九人が自由党支持者であつたろう。⁽¹⁵⁾主要なノンコンフォーミスト紙は、組合教会派では保守党支持などとは言語矛盾であるとさえいつている。⁽¹⁶⁾保守党が自由党支持者に働きかけて保守党支持に比較的に変え易いのは、国教徒であり、ノンコンフォーミストではないともいわれた。⁽¹⁷⁾いくばくかの保守党支持がみられるのはウエズレイ派ぐらいのものである。それでも彼らも四〇年代には圧倒的に自由党支持になつた。⁽¹⁸⁾議員をみても、六八年から八六年までのウエズレイ派の者一四名は皆自由党員である。⁽¹⁹⁾組合教会派の教会が大きな政治組織になつてい

ある主教が嘆く⁽²⁰⁾。「自由党はノンコンフォーミストの政治的立場の自然の媒体となったように思われる⁽²¹⁾」。旧デイセンターでは教会が自由党の集まりに用いられたほどであった。

ノンコンフォーミストは圧倒的に自由党支持者であるし、また彼らには急進派が非常に多い。確かに、急進主義的ではないノンコンフォーミストもかなりいる。ウエズレイ派及びプレスビテリアン派が特にそうである。ウエズレイ派は—— 極く小さな宗派を除けば—— 宗派中伝統的に最も保守的であったといえる。彼らは国教制の原理を否定しなかったし、自主教会主義的な洗礼派と組合教会派と対照的に、学校に対する国の助成を否定もしなかった。六〇年代においてもそれほど政治に関与しなかった。急進派議員は三名しかおらず、これは信者の人数からすれば少ないといわねばならない⁽²²⁾。彼らの政治的立場は洗礼派や組合教会派よりもウィッグに近い。彼らにも非国教化を支持する人達がいるが、それは僧侶至上主義に対する拒否であり、非国教化がなければ国教会が儀式主義に陥ってしまうとみただからである。八〇、九〇年代若い世代は急進化するが、それでも教育の世俗主義の立場はとらない⁽²³⁾。アイルランド自治問題ではかなり多くは自治法案に反対の立場であった。

スコットランドには非国教化を強力に進めようとする宗派（統一プレスビテリアン派）はあったが、他方これに反対し、非国教化を正式にうけいれないノンコンフォーミストの宗派（自由教会派⁽²⁴⁾）もあった。

洗礼派と組合教会派には急進主義者が多いといえる。確かに、そうでない人達も少なくない。俗人にはそれほど極端な人々は少なく、アイルランドの非国教化に反対の者さえいた。当時最も人気のある説教者であった洗礼派のスパージョンや、歴史家で、中産階級の人々に人気があった組合教会派のスタウトンも急進的とはいえなかった。二人とも非国教化をそれほど熱心に支持したとはいえず、国教会を批判する時も、まずもってその僧侶偏重主義に反対であったからである。スタウトンによれば、「私はまずもってクリスチャンであり、次にイギリス人であり、最後にデイセンターで

ある⁽²⁵⁾」と。彼はノンコンフォーミストが国教会内で説教をなしうる七一年法を支持し、七六年には大主教テイトを議長とする国教徒とノンコンミストの合同集会を組織した⁽²⁶⁾。ノンコンフォーミストにはウイッグに近い人々もかなりいたのである。組合教会派の大靴下製造業者S・モーレイも、解放協会が余りにもイデオロギー的に非国教化を進めようとした六八年、協会の執行委員を辞任してしまった。こうした人達は非国教化を望ましいとは考えたが、現実政治の中であえてそれを強行すべきものとは考えなかった。多くは教育の世俗化には反対であり、教育法中の学校での聖書購読というウイッグの妥協的な案をうけいれもした⁽²⁷⁾。

議員のレベルをみても、急進派ではないノンコンフォーミスト議員はいる。パリ教授によると、六八―七四年議会でノンコンフォーミストの議員は六二名であり、彼らの中急進的といえる者（非国教化及び教育の世俗主義での立場からみて）は五〇名であり、この五〇名がノンコンフォーミスト急進派ということになる。したがって急進的ではないノンコンフォーミスト議員の人数は一〇名少々で確かに少ないが、それでも無視しうる人数ではない⁽²⁸⁾。しかもモーレイ達のように、同僚に求められれば非国教化の投票はするが、非国教化にそれほど積極的ではないような議員も少なからずいたと思われ⁽²⁹⁾る。

それにしてもノンコンフォーミストと急進主義の関係は密接であったといえよう。ノンコンフォーミスト急進派の議員はノンコンフォーミスト議員の大多数を占めるが、そればかりか、ノンコンフォーミストではない急進派議員六八名の多くは、パリ教授によれば、ノンコンフォーミスト急進派の議員と一体的に行動した。即ち、非国教化とか、またはばしば公教育問題（世俗教育主義）で同じ立場に立った。ノンコンフォーミストではない急進派議員もノンコンフォーミストや労働者の有権者の支持をうるためにそうしたのである。そのある議員は、自分が数多くのノンコンフォーミストの代表であるからそうするといっている⁽³⁰⁾。禁酒立法運動（ノンコンフォーミストの多くが加わった重要なもの）に

いても同様である。⁽³¹⁾ キャンベル・バーナマンのようなスコットランド教会の急進派議員(のち自由党総裁)もノンコンフォーミストの線に従うことを当然のことと考え、洗礼派であるイリングワースを「私の教会観での指導者」⁽³²⁾であるといっている。イリングワースは解放協会の「闘士」であり、その出納担当となり(七二年)、八六年からその議長となった。彼はブラッドフォードの「したたかな北部産業家のモデル」⁽³³⁾であり、八時間労働制の立法化を試みようとしている(九四年)自由党を批判し、怠惰なアリストクラシー、それに王家さえも正面から非難した。非国教化は「彼の生涯の情熱」であり、そのための運動は「彼の自由主義の核心」であった。ネアズバラとブラッドフォード選出の議員であった彼は、ウエールズの組合教会派のH・リチャードとともに、最も活動的な議員であった。⁽³⁴⁾

こうして急進派議員はノンコンフォーミストである者もそうでない者も、ノンコンフォーミスト有権者に訴え、その路線を支持し、そのことによつて彼らから多大の支持をえた。確かに、自由党——特にウィッグ——はノンコンフォーミスト以外の多くの票からの支持をうけたとはいえ、ノンコンフォーミストの票は決定的に重要となった。世紀半ば以降、保守党に対する自由党の優位を支えたのは彼らである。

ノンコンフォーミストと自由党支持とは、このように密接な関係にあったが、ではなぜ彼らは自由党にかくも引きつけられたのであろうか。ペビン・トン教授はその理由をいくつかあげる。⁽³⁵⁾

(1) 自由党は、市民的・宗教的自由を擁護するウィッグの伝統をひき継いでおり、ノンコンフォーミストの不満を除いてくれるのは自由党のみであると信じられていたことである。選挙法改革以後をみても、自治体法改正、役所による出生登録、法律による結婚、教会税免除、旧大学入学・学位取得、教区教会の墓地での埋葬等、何れもウィッグ—自由党の努力の成果であった。ミオールの『解放協会』も五三年以後、その極端な自主教会主義やウィッグ批判をやわらげ、⁽³⁶⁾ ノンコンフォーミス達に自由党支持に向かうよう説得した。「解放主義はノンコンフォーミストを自由党に結びつけた」。

(2) 政策の一般的原理、少なくともより進歩的な宗派の原理での自由党との一致。教会が国の干渉から自由であるべきだという信条は、 \wedge 封建的 \vee 要素への批判や自由貿易論と一致するところがあったし、反穀物法同盟のような組織とノンコンフォーミストの組織には共通するところがあり、それは一九世紀後期の自由党の組織を先がけるものであった。平和、財政支出削減、議会改革という自由党の綱領の本質的なものについても一致するところがあった。社会論においても一致するところがある。政治経済学の法則が社会的調和の基礎であり、勤勉は繁栄をもたらし、それは社会の利益ともなる、そして産業関係での紛争は労資の利害が一致するものであることに気づかないことから起ると。こうしたことはノンコンフォーミストの中では、労資相方の側から言われたのである。これが自由—労働主義の基礎をなすものであった。⁽³⁷⁾

(3) グラドストーンへの高い評価である。グラドストーンへの高い評価は、彼が国教会の高教会派であることから奇妙に思えるが、いち早く五三年頃には始まっている。それは彼の \wedge 良心的なこと \vee への評価に基づく。六〇年代における彼の業績、議会改革、強制的教会税制の廃止、アイルランド教会の非国教化は、彼への尊敬を崇拜にまで高めた。彼はやがて解放協会以外の穏健なノンコンフォーミストのリーダーと個人的に接するようになり、七七年までにはノンコンフォーミストの集会で演説をするようにもなった。もちろん争いはあった。特に七三年のアイルランド大学法案の提案の際には、彼はカトリックに組するものと攻撃された。しかしこれも法王の世俗的権力を攻撃する彼のパンフレット『ヴァチカン勅令』が公けにされると静まる。七〇年代末彼がデイズレリの \wedge ジンゴイステイック \vee な対外政策を攻撃し始めるや、賞賛は再び急上昇した。グラドストーンは「英国自由主義のバックボーン」とさえ呼ばれたのである。⁽³⁸⁾

イングランドの大、中のバラにおいては自由党が強い。三二年選挙法改革以後のウィグ—自由党の退潮において、この党はますますバラに頼らざるをえなくなる。大、中のバラでは保守党が弱く、自由党は強くなり、そこは自由党の

強い地盤となつた。⁽³⁹⁾そこには独立的な小実業家、商店主、職人が多くおり、彼らにはノンコンフォーミストが多いからである。保守党が強い所は、ノンコンフォーミストが弱い所か、保守党の組織が強い極く少数の都市（ロンドンとか、リヴァプールなどランカシャーのいくつかの都市）⁽⁴⁰⁾にすぎない。世紀初めには多くの都市は、新産業都市をも含め、都市支配層は、近辺のトーリーの大地主と結びついたトーリーであった。都市の新興勢力はこれに挑戦した。彼らの多くはデイセクターであり、国教徒の旧勢力と対抗した。その場合、彼らも近辺のウイッグの大地主と結びつき、その支援をうける。選挙法改正と自治体法の制定は彼らの挑戦のきっかけとなつた。自治都市への脱皮（市議会の創設）問題は最初の主戦場となつたといえる。そして多くはそれに成功し、新興勢力、あるいはノンコンフォーミストは都市の有力な勢力となり、旧勢力と対峙した。自由党の形成とはウイッグと、ますます増えてくる都市のノンコンフォーミストや新興勢力との——当分はウイッグの指導の下での——連合の形成に外ならない。この連合はしばしば緊張関係に陥るが、当分は持続するのである。新勢力はアリストクラシーが政治指導をする世界の中でこれに代るほど政治指導に習熟していなかつたし、それに互いに競いあい争いあつて力を結集することができなかった。

第三節 註

(1) 第一節註(36) 参照。

(2) 拙著『英国自由主義体制の形成』一五七—一九ページ参照。なお J. Gascoigne, *Cambridge in the age of the Enlightenment. Science, religion and politics from the restoration to the French Revolution*, (1989), p. 130, chap. 7, pp. 246-7.

初期ユニタリアンには、一七七二年、三九信仰箇条の強制的受諾の制度を廃止しようとの請願（フェザース飲屋請願）をなし、これが議会で拒否され、国教会を去つた牧師達を中心で、知的な者が多し。U. Henriques, *Religious toleration in England, 1787-1833*, (1961) pp. 32-55.

- (3) R. W. Davis, *Dissent in Politics 1780-1830: the political life of William Smith*, M. P., 1971; Party, Democracy and Religion, pp. 22-3. W. スミスは、一八〇五—一三五年最も重要なデイセンターの政治的圧力団体であったプロテスタント・デイセンティング代議員会 Protestant dissenting Deputies (本ページ参照) の議長であった。ユニタリアンは一八三六年——アイルランド教会財産授与問題で——この団体から去ってしまふ。
- (4) Machin, *Politics and the Churches*, 1977, pp. 56-7.
- (5) D. Hempton, *Methodism and politics in British Society 1750-1850*, (1984) pp. 171-2, 178; Machin, *ibid.*, p. 164; F. Knight, *The Nineteenth-Century Church and English Society*, (1995) pp. 24-32.
- (6) Hempton, *ibid.*, p. 196; R. Brown, *Church and State*, pp. 457-9. バンティングは△メソジストの法王▽といわれた有力者であり、しばしばメソジスト大会の議長となった。若い頃ラダイットの行動に反対し(一二年)、ラダイットのメソジストには葬儀を行わないというような際どい動きにも加わった。
- (7) Party, *op. cit.*, p. 217.
- (8) 前掲拙著三三三ページ。
- (9) 『愛国者』誌は三二年十二月に発刊された穏健な週間誌である。選挙法改正の予想のもとに発刊が計画された。R. G. Co. wherd, *The Politics of English Dissent*, (1956) p. 70.
- (10) *Congregational Magazine*, new series, vol. II, Jan. 1834, pp. 62, 63.
- (11) Hempton, *op. cit.*, p. 187. 一八〇年代に入っても政治的に穏やかで、議員も三名であり、信者の人数からいって少ない。
- (12) Machin, *op. cit.*, p. 164.
- (13) これらの改革は三六年ウイック政府によって実行された。ただビールもこれに反対だったわけではない。
- (14) ウイックの立場は、オルソープ蔵相によると(三四年)、教会税に關していえば、それを廃止する代りに、デイセンターの教会を含め、教会に国庫から一定額の補助を与えるというものであった。Hansard, XXII (21 Mar. 1834), 1013, 1012-1063; E. A. Wasson, *Whig Renaissance: Lord Althorp and the Whig Party, 1782-1845*, (1987), J. ラッセル内相(メルボーン内閣)の立場は、国教会の財政改革が進み、余裕がでるようになるまでの数年間は教会税を維持するが、その後は廃止するところまでであった。Russel to Holland, 26 Oct. and 24 Aug. 1834, Holland House Papers, Add. MS. 51677, fols.

- 170 and 156. 以上 J. P. Ellens, *Religious Routes to Gladstonian Liberalism, The Church Rate Conflict in England and Wales, 1832-1668*, (1994), pp. 39, 49.
- (15) デイセンターに支持されたウイック政府の廃止法案は、三十七年五月下院の採決でマジョリテイ五票にまで縮小され、結局廃案となった。Hansard, XXXVIII (23 May 1837) 1073. 以来五〇年代末までウイックはデイセンターの要求に答えうるほどには議会内外で強くはなかった。△国教会の危機▽の意識が強く働いて国教会勢力を補強した。
- (16) 前掲拙著三二六、三三八ページ。
- (17) 同三三八―四一四ページ。
- (18) Ellens, *op. cit.*, pp. 55-6.
- (19) 教会地方税は十分の一税とは別である。後者は一八三六年メルボーン・ウイック内閣により地代課税に転換されていた。インクランドでの廃止はおそく一九三六年である。
- (20) Machin, *op. cit.*, pp. 104-5; R. W. Ward, *Religion and Society in England, 1790-1850*, (1972) pp. 183-9; R. Brent, "The Whig and Protestant Dissent in the Decade of Reform: The Case of Church Rates, 1833-1841", *E. H. R.*, vol. 102, no. 405 (Oct 1987) p. 889. なお、シムプソンとウィックは、E. R. Wickham, *Church and People in an Industrial City*, (1957) p. 71.
- (21) 三六年、Church Rate Abolition Society (CRAS) がつくられた。国教徒の有力者も加わった。
- (22) 13 March 1847, Ellens, *op. cit.*, p. 101. Sir J. S. Trelawny (一八一六―一八五) は自由党所属の国教徒である (タヴィストン議士)。
- (23) Hansard, CXXVII, 636, 627-637; Ellens, *ibid.* p. 111.
- (24) 教会税を廃止し、教会財産のより効率的な管理運営と、教会内座席の貸与料によって収入を増すというもので、国教会内で、教会税廃止による収入減に対応するといふもの。これに対し、フィリモア案では、デイセンターであることを宣言した者には教会税を免除するが、そうした者は教区総会での教会税の採決権や教会財産の管理運営の権利を失う。Hansard, CXXVII (26 May 1853) 567-88, 588-604. 後案では、教会税は廃止されるが、原則は納入の立て前であり、それからの△免除▽があるのみであって、デイセンターの意にかなうものではなかった。他方、前者の方は、彼らの自主主義に近づくと

のであり、彼らの支持をうけた。 *The Guardian* (マンタロ・カトリック系の新聞)、1 June 1853; *Nonconformist*, 1 June 1853; *Ellens, op. cit.*, pp. 112.

クレイ(ロンドンのタワ・ハムレット選出の自主教会主義の国教徒)の案は若干のヴァラエティをもって以後も提案され続ける。彼は五七年総選挙で落選し、以後トレロニーが代わって活動する。

- (25) *Nonconformist, ibid.*; *Hansard* CXXVII (26 May 1853) 643-6; J. B. Conacher, *The Aberdeen Coalition, 1852-1855*, (1968) app. A; *Ellens, ibid.*, p. 111.

(26) クラドストンは、教会と国家を結合させる以前の立場から変わりつつある。 Gladstone to R. J. Phillimore, 24 June 1847, fol. 111. 教区総会で決められた場合、教会税納入の義務はないという立場になった。 *Hansard*, CXXXIV (21 June 1854) 449-55. これは、徴税が行われなくなっている都市と、なお行われている農村とを別に扱うという路線を示す。 *Morning Chronicle*, 22 June 1854; *Ellens, ibid.*, pp. 122-3. この路線に沿う法案も出されるようになる(クレイ内相の五六年修正案)。

- (27) *Gosling v. Veley, judgment in the House of Lords*, 12 Aug. 1853, in *English Reports*, X, pp. 627-81; *Ellens, ibid.*, p. 113.

- (28) *Hansard*, CL (8 June 1858) 1727-31.

- (29) *ibid.*, CLI (2 July 1958) 799-839.

- (30) *ibid.*, CLIII, (16 Mar. 1859) 195-7.

- (31) *Ellens, op. cit.*, pp. 162-3.

(32) デイセンターは免除されるのに、自分をデイセンターと宣言する必要はなく、良心に基づき、教会税納入に反対であることはたゞ。 *Hansard*, CLII, (21 Feb. 1859), 625.

- (33) *Ellens, op. cit.*, p. 136.

- (34) *Hansard*, CLIV, (4 July 1859) 568-75.

- (35) *Hansard*, CLXIII, (19 June 1861) 1283-1322.

- (36) *Ellens, op. cit.*, p. 223.

- (37) Minutes of Liberation Society, 21 July 1865; *Ellens, ibid.*, p. 215.

- (38) *Hansard*, CLXXXI, (7 March 1866) 1644-66.

- (39) 一二六七ページ参照。
- (40) グラドストーンはニューマン・ホールキス・モーレイと接触して彼らの意見をきいた。Newman Hall to Gladstone, 10 Nov. 1864; Gladstone to S. Morley, 21 April 1866; Machin, *op. cit.*, pp. 327-65. 二人とも組合教会派の穏健な有力者である。モーレイは解放協会からぬけやえする。Bebbington, *op. cit.*, p. 22-3.
- (41) Hansard, CLXXXIII, (8 May 1866) 619-24.
- (42) *Ibid.*, CLXXXVI (20 March 1867) 245-50.
- (43) *Ibid.*, CXC, (19 Feb. 1968) 970.
- (44) *Ibid.*, CXCI, (29 April 1868) 1535; *Ibid.*, CXCI, (13 July 1868); Nonconformist, 29 July 1868, p. 738; Ellens, *op. cit.*, p. 253-4.
- (45) Hansard, CXCI, (24 July 1868) 1773, 1774.
- (46) *Ibid.*, CXCI (23 April 1868) 1116-23, 1130-3. テイトはアーノルド博士の弟子で、広教会派。
- (47) 大法官ケアンズは「この危機を感じたことについて動いた。Hansard, *ibid.*, 1570-4; R. Blake, *Disraeli*, (1967) pp. 487, 488; Ellens, *op. cit.*, p. 249-50.
- (48) エレンズ教授は主義一圧力団体としての解放協会の意義をもっと評価してもよいと思われるが。
- (49) エレンズ教授は次のようにいっている。Ellens, *ibid.*, p. 262.
- 一八六六年までには保守党にとって問題は、国教会への打撃をできるだけいめながら、不可避的となった強制的教会税廃止の損失をいかにうけいれるかということになった。グラドストーンは下院で、両党の有力なアングロ・カトリックと協力し、強制的教会税を廃して自主主義者に満足を与えつつ、ノンコンフォーミストが教区教会の問題に介入してくるのを十分に排除しようとした。しかしながら、上院では、国教会の福音主義者、広教会派、古くからの高教会派は法案の一部を削りとってしまった。包括的な国民教会への欲求と儀式主義への彼らの恐れとが、逆説的に、下院でもっとも廃止論者に気にいるような一層急進的な立法へと変えたのである。
- なお、P. Butler, *Gladstone: Church, State, and Tractarianism - A Study of His religious Ideas and Attitudes, 1809-1859*, (1982) p. 127.

- (50) Machin, *op. cit.*, pp. 112-47.
- (51) 前掲拙著三四二ページ。
- (52) Ellens, *op. cit.*, p. 82. 解放協会はロンドンのテイセクターが中心的役割を果す教会税廃止協会 Church Rate Abolition Society (CRAS) に代りつつあった。
- (53) A. J. Morris, *The Anti-State Church-Catechism Adapted for Popular Use*, (1845) p. 191; Ellens, *ibid.*, p. 91.
- (54) Ellens, *ibid.*。一八世紀の急進的なラティテエティナリンは別だが。Gascoigne, *op. cit.*
- (55) *Congregational Magazine*, new series, II (1834) p. 358; Ellens, *ibid.*, pp. 91-2.
- (56) Triennial Conference, 3 Nov. 1853.
- (57) *Nonconformist*, 14 March 1849, p. 209; Ellens, *ibid.*, p. 101.
- (58) Ellens, *ibid.*, p. 116.
- (59) ロンドン大学の法学教授である洗礼派の C・J・フォスター博士が協会の憲章からキリスト教の教えの条項を削除すべまゝを強力に主張した。The Patriot (テイセクター系の新聞。註9参照) 7 Nov. 1853, p. 732; Ellens, *op. cit.*, p. 117.
- (60) *Patriot*, p. 733.
- (61) B. Hilton, *The Age of Atonement: The Influence of Evangelicalism on Social and Economic Thought, 1785-1865*, (1988) pp. 281-97.
- (62) Ellens, *op. cit.*, p. 118.
- (63) *Ibid.*
- (64) *Patriot*, supplement, 7 Nov. 1853, p. 740, *Nonconformist*, 9 Nov. 1853, p. 908; Ellens, *ibid.*, p. 119.
- (65) 前掲拙著三四二ページ参照。
- (66) 本稿第二節四一ページ参照。
- (67) 普通のテイセクターの国教会拡大反対運動にはそれほど広範には加わらなかつたように思われる。四一年に穀物法廃止の請願に署名した者が一二五万人以上あったのに対し、この運動で請願に署名した者はその前年だが、一二万人に達しなかつた。テイセクターのリーター達は反穀物同盟の運動にはるかに及ばないことを嘆いている。Ellens, *op. cit.*, p. 81. しか

しアイセンターの運動は四〇年代半ばに盛り上がったことには注意せねばならない。

- (68) Bebbington, *The Nonconformist Conscience*, p. 26.
- (69) A. Miall, *Life of Edward Miall, formerly Member of Parliament for Rochdale and Bradford*, (1884) pp. 281, 312; Bebbington, *ibid.*
- (70) *The Case for Disestablishment: A Handbook of facts and Arguments in Support of the Claim for Religious Equality*, (1894) pp. 13f.
- (71) *The Christian World.*, 12 May 1887, p. 373; Bebbington, *op. cit.*, p. 27.
- (72) Bebbington, *ibid.*
- (73) *Ibid.*
- (74) *Ibid.*
- (75) 『自由論』、『世界の名著』三三三六ページ。
- (76) E. L. Woodward, *The Age of Reform, 1815-1870*, (1938) pp. 461-2. M・アーノルドはこの委員会のために動いた。
- (77) 『自由論』同。
- (78) 同三三三六―三七ページ。
- (79) 同三三七ページ。
- (80) 学究型自由主義者、L・ステイヴンやフォウセットやG・O・トレヴェリアン達がそうであった。
- (81) 一九世紀中貧しい人々のために初等教育を計っていた National Society for Promoting the Education of the poor in the Principles of the Established Church は高教会系の組織であった。F. Knight, *The Nineteenth-Century Church and English Society*, (1995) p. 191.
- (82) 上掲拙著三二六―三七ページ参照。
- (83) 四六―七年までに——ミオールさえ認めているように——ベインズはドグマ的自主主義の指導的な人物となり、以後二〇年間そうであった。このことはアイセンターの動きに、また特にリーズ地方(西ライディング)において、決定的に重要であった。教育問題についてもそうである。D. Fraser, *Urban Politics in Victorian England: structure of politics in Victo-*

- rian Cities, (1976) pp. 270-1. コブデンもえ彼の厳格な自主主義には避勢した。「二人の対立はマンチエスターとリーズの競争を体现する」(ibid., p. 271)°
- (84) Fraser, *ibid.*, pp. 271-2. マンチエスターは公教育圧力団体 (Lancashire Public Schools Association, Manchester and Salford Education Committee) の発生の地である。団体のうちの二つ (前者) はアライトの義弟が議長をしていた。
- (85) Fraser, *ibid.*, pp. 272-3.
- (86) A. W. W. Dale, *Dale*, pp. 226-74; Bebbington, *op. cit.*, p. 128. しかし連盟にはかなり多くの国教徒がおり、ノンコンフォーマー「への組織とはさへならぬ。R. W. Dale, 'The nonconformists and the educational policy of the government', CR, xxii (Sept. 1873) p. 645.
- (87) Dale, *The politics of nonconformity: a lecture*, (1871) pp. 20-1.
- (88) Machin, *Politics and the Churches in Great Britain 1869 to 1921*, (1987) pp. 31-2.
- (89) Fraser, *op. cit.*, p. 274. 後同°
- (90) P. T. Marsh, *Joseph Chamberlain*, (1994) pp. 37-8.
- (91) Dale, *Dale*, pp. 266-74.
- (92) Fraser, *op. cit.* p. 273; D. I. Allsobrook, *Schools for the shires*, (1986) p. 188.
- (93) *Ibid.*
- (94) Machin, *op. cit.*, p. 32.
- (95) *Ibid.*; Bebbington, *op. cit.*, p. 129. コブデンは国教徒であったが。
- (96) J. L. Garvin, *The Life of Joseph Chamberlain: volume I, 1836-1885*, (1932) p. 142; Parry, *op. cit.*, p. 109.
- (97) Machin, *op. cit.*

第四節 註

- (1) Dale, *The politics of nonconformity*, p. 32.
- (2) E. P. Hennock, *Fit and proper persons: ideal and reality in nineteenth-century urban government*, (1973) pp. 162-3.

- (3) Dale, *The Life of R. W. Dale of Birmingham*, (1899) p. 250.
- (4) Dale, *The evangelical revival*, p. 10; *Living Christ and the Four Gospels*, 1890, Lecture I, II, III, IV.
- (5) Dale, *ibid.*, pp. 18-26; *Protestantism: its ultimate principle*, (1874) pp. 25-3; Dale, *Life of Dale*, pp. 107-8.
- (6) Dale, *Life of Dale*, pp. 163-4, 169.
- (7) Maclaren, *Religious equality, in its connexion with national and religious life: a lecture*, (1871) pp. 15-7; Parry, *op. cit.*, p. 202.
- (8) G・ロジャーズは七〇年末まではデイルの影にかくれた存在であったが、以後ノンコンフォーミストの中の政治的に活動的な牧師として頭角を現してくる。アルスター生れだが、幼少時ロンドンに移り、六五年から組合教会派中社会的に地位が最も高い人々のいるクラップハムの教会の牧師となった。レトリックの名手であったが、新たな社会的熱情には抑制を説く (*An Autobiography*, 1903, pp. 122ff)。骨の随まで自由党支持で、七四年以来の彼の主たる「政治的」メッセージは「ノンコンフォーミストは自由党の指導者、特にグラドストーンに信頼をおかねばならないということであった。」という。Bebington, *op. cit.*, p. 82.

第五節 註

- (1) Machin, *Politics and the Churches*, (1977) p. 322. 第一節八ページ参照。
- (2) デイセンティング代議員会の委員会ははじめ、デイセンティング牧師会からの代議員、スコットランド分離主義者統一準長老会、宗教的自由保護プロテスタント教会、ウエズレイ派メソジスト大会、友愛会などからの代議員からなる「統一委員会」ができた(三三年)活動する。
- (3) Minutes of Liberation Society, 21 July 1865; Machin, *op. cit.*, p. 332; Nonconformist, 26 July 1865, p. 602; Ellens, *Religious Routes*, p. 215. 解放協会の議会及び選挙委員会報告では「自由党三七一、保守党二八七である。」
- (4) Bebbington, *op. cit.*, p. 82.
- (5) 大学での宗教審査は学生については五〇年代に、フェロウについては七一年に廃止された。拙稿「一九世紀ウィッグの精神構造」(一)『北大法学論集』第四五巻第一・二合併号(一九九四年七月)参照。

なお、八〇年の埋葬法制定により、教区教会の墓地でノンコンフォーミストの、その宗派の仕方での埋葬ができるようになった。

(6) 拙稿「一九世紀ウイックの精神構造」(一) 参照。

(7) Bebbington, *op. cit.*, p. 11.

(8) チャーチストのリーダー達もこの問題をとりあげた。P. A. Pickering, *Chartism and the Chartists in Manchester and Salford*,

(1995) Part II, 7, esp. pp. 125-29.

(9) いわば禁酒運動へ前期へについては、B. Harrison, *Drink and the Victorians: the temperance question in England 1815-1872*, 1971がすべれている。本稿ではむしろへ前期へとへ後期への重なる時期を扱うわけである。

七一年に具体的に法案として上程されるが、下院で第二読会までには至らず(後述)、立法化の動きが相当に強まるのは世紀終りの一〇、二〇年間である。

(10) Bebbington, *op. cit.* p. 11.

(11) *Ibid.*, pp. 59-60.

(12) H. P. Hughes, *The Philanthropy of God: Described and Illustrated in a Series of Sermons*, (1890) p. 198.

(13) 国教会側でも廃止運動が起ったが、運動はなまぬるいものであった。ノンコンフォーミストの中ではウエズレイ派が最も活発であった。Bebbington, *op. cit.*, pp. 40-1. ヒュースが典型的。

(14) 中村敏子、上掲論文参照。

(15) マンチェスターは禁酒運動の拠点でもあった。

(16) 連合王国同盟 United Kingdom Alliance 以外に、節酒、禁酒運動を進める少なからざるグループがあったことに注意する必要がある。それらは多くは穏健なものであり、国教徒も多かった。Central Association for Stopping the Sale of Intoxicating liquors on Sunday, Licence Amendment League, National Association for Promoting Amendment in the Laws relating to the Liquor Traffic, Scottish Temperance League など。

(17) T. H. Barker, in *Alliance News*, 8 April 1871, p. 210. バーカーは連合王国同盟の二代目書記である。『同盟ニュース』は五四年発刊の同盟の新聞。

- (18) *The Annual Report*, 1859, p. 17; A. E. Dingle, *The Campaign for Prohibition in Victorian England, The United Kingdom Alliance 1872-1895*, (1980) p. 16.
- (19) B. Harrison, *Drink and the Victorians*, p. 252.
- (20) メイン州で一八五一年禁酒法。
- (21) W. S. Carne, Dawson Burns and Hoyle, *Local Option*, (1885) p. 16; Dingle, *op. cit.*, p. 17.
- (22) アリストクラットは日常は飲み屋に行かず、自宅や友人宅で飲む。
- (23) P. Smith, *Distraian Conservatism and Social Reform*, (1967) p. 211; Dingle, *op. cit.*, p. 24.; Robbins, *John Bright*, pp. 123-4.
- (24) Harrison, *op. cit.*, p. 222.
- (25) *Alliance News*, 9 Dec. 1871, p. 815.
- (26) Dingle, *op. cit.*, pp. 32-3.
- (27) キンバレ法案は通る。Harrison, *op. cit.*, pp. 271-6. キンバレは、ブルースが禁酒運動の力を過大視し、酒類業者の力を過少評価したことに失敗の原因があるとし、後者の「正しい欲求」に応じようとしたのである。
- (28) Dingle, *op. cit.*, pp. 38-9.
- (29) *Ibid.*, p. 47.
- (30) イングランド選出議員では大部分が地方大都市からの議員である。 *Ibid.*, pp. 47-8. 保守党議員では、大部分がアイルランドからの議員である。インングランドの者は、同盟の本拠であるマンチェスター選出の者一名のみである。
- (31) Quoted in *27th Annual Report 1879*, p. 10; Dingle, *ibid.*, p. 67.
- (32) 八五年一〇月ソールズベリはニューボートの演説で地方的選択の原則への支持を表明していた。二年後にはR・チャール卿も彼に従った。Dingle, *ibid.*, p. 106.
- (33) Kay-Shuttleworth to Barker, 18 Oct 1887, in *Minutes of the Executive Committee of the United Kingdom Alliance*, 19 Oct. 1887.
- (34) 前述一三九一四〇、四一ページ参照。
- (35) Harrison, *op. cit.*, p. 317; J. Rowntree and A. Sherwell, *The Temperance Problem and Social Reform* (8th edn, 1900) p. 5; C.

- (57) *Ibid.*
- (58) *Ibid.*, p. 54-5.
- (59) 本稿第三節三七ページ参照。Parry, *Democracy and Religion*, p. 231.
- (60) McClamont, *Parliamentary Poll Book* に基づくテインケル教授の計算。Dingle, *op. cit.*, pp. 47-8.
- (61) Dingle, p. 49.
- (62) *Ibid.*, pp. 74-5.
- (63) *Ibid.*, p. 76.
- (64) Hartington at Glasgow, *Manchester Guardian*, 8 Nov. 1877, p. 5; T. A. Jenkins, *Gladstone, Whiggery, and the Liberal Party 1874-1886*, (1988) p. 80.
- (65) Jenkins, *ibid.*。ハーティントンとは自由党総裁を辞任したグラドストンを継ぎ、グランヴィルとともに、自由党総裁の地位にあった。
- (66) J. Chamberlain, *Fortnight Review*, Vol. 24, Nov. 1878.
- (67) Hamer, *Liberal Politics in the age of Gladstone and Rosebury*, chap. 1, esp. pp. 7, 29-33.
- (68) 前項三二ページ参照。
- (69) B. Webb, *My Apprenticeship* [1926], (1971) p. 191.
- (70) Bebbington, *The Nonconformist Conscience*, pp. 12-3.
- (71) J. F. Glaser, 'Nonconformity and Liberalism, 1868-1885: a study in English party history' (PhD, 1948) pp. 424ff; Bebbington, *ibid.*, p. 12.
- (72) *The Times*, 28 Nov. 1890, p. 8; Bebbington, *ibid.*, p. 16.
- (73) R. H. Horton, *Oliver Cromwell: A Study in Personal Religion*, (1897) p. v; Bebbington, *ibid.*, p. 13.
- (74) Bebbington, *ibid.* p. 52.
- (75) *Ibid.*, p. 13.
- (76) Parry, *op. cit.*, p. 203.

- (77) A. Maclaren (baptist), 'Time for thee to work': the annual sermon for the National Bible Society of Scotland, (1874) pp. 13-17. Parry, *ibid*.
- (78) Dale, *The evangelical revival*, p. 10.

第六節 註

- (1) 前掲拙著『英国自由主義体制の形成』第五章参照。また M. Brock, *The Great Reform Act*, (1973) pp. 19-20, 310-11.
- (2) 同二七八ページ。
- (3) 同三三九—三二一ページ参照。
- (4) Machin, *Politics and the Church*, pp. 40-1.
- (5) 三五年二月、野党に追いこまれたウイックが、急進派およびアイルランド(オコンネル)派とリッチフィールド邸で協調の約束をなした。以来アイルランド派は一時期(八五年)を除き、ウイック—自由党と協調した。五二年のアバデーン連合内閣には派からの入閣もあった。
- (6) Hamer, *op. cit*.
- (7) 七〇年の教育法をめぐる自由党指導層との対立については次稿。七四年選挙での自由党大敗の原因の一つはこのためでもあった。しかし次の八〇年の選挙の頃までには双方の關係は修復される。教育法の提案者フォースタとノンコンフォアミストの指導者イリングワースが同じブラッドフォードで立候補しようようになったことはこのことを端的に示す。それは教育法問題や非国教化問題が争点として後退し、統一の氣運がもり上っていたためである。Machin, *op. cit*, pp. 117-8.
- (8) 拙稿「ウイックの衰退と終焉」(『北大法学論集』第四三巻第四号(一九九二))。
- (9) Machin, *op. cit*, p. 40; T. A. McDonald, 'Religion and voting in an English borough: Poole in 1859', *Southern History*, v, (1983) pp. 232-3; Vincent, *Formation of the Liberal party*, pp. 66, 97, 106; C. E. Brent, 'The immediate impact of the second Reform Act on a southern county town: voting patterns at Lewes borough in 1865 and 1868', *Southern History*, ii, (1980), esp. pp. 169-70.

オールタムの調査 (Foster, *Class Struggle and Industrial Revolution*, 1974, pp. 198-201) では、小雇用主と大商店主(食

料品卸、呉服、酒類販売、印刷、金属製品、ある紡績工場主など) は大多数がデイセンターで、▲ウィック▼支持である。

(10) *Party, op. cit.*, pp. 144-5.

(11) ロンドンではノンコンフォーミストが多くなく、▲熱心な信者▼の中の三七%にすぎず、北部(五二%)はおろか、南部(四二%)よりも少なく、組織も整備されていなかったが、五〇年代から六〇年代半ばまで自由党が圧倒的に強かった。保守党は弱く、候補者も立てられない場合がしばしばであった。選挙戦はこうして自由党対保守党の戦いであるよりは、自由党内のウィックと急進派の争いとなった。J. Davis, *Reforming London*, (1988), p. 23. 何れの党も組織が弱く、ここで巨額の選挙資金によって票をかせぐ余地がでてきた。六五年選挙でミルは名声によってウェストミンスターで当選しえたが、六八年選挙では、彼は落選し、巨額の支金をばらまいたW・H・スミスがトップ当選した。彼は六九年から八〇年まででもウェストミンスター保守党協会に七九三五ポンド(全拠出金の六割ほど)も拠出した。Westminster Conservative Association, *Cash Book 1869-86 and Index to Donors*; Davis, *ibid.*, p. 24.

(12) ウェールズでは国教会は▲よそ者▼の教会であり、共同体や国民とひき離された国民的反感の的であった。国教会をよそのもの、ノンコンフォーミティをウェールズのものとも、一九世紀前半デイセンターが急増する。これが非国教化の運動と急進主義となって現れる。州では地主がこれに結びつき、都市では労働者がこれを促進した。C. Davies, *Religion and Society in the Nineteenth Century*, 1981.

スコットランドにおいては、長老派国教会は内部、及びデイセンターから圧力をうける。内部では、僧侶のバトロネジ任命をめぐる対立し、分裂する。これを認めない福音主義者が自由教会を創って一八四三年▲離れ▼る。さらにもう一つの統一長老派ができて、三者で争う。

外部では、北部に弱体化した英国教派が根を張っており、低地地方中部の大都市と、一般に漁村では、組合教会派と洗礼派が広がった。メソジストは数ヶ所でき強くない。

(13) Fraser, *Urban Politics*, pp. 224-5; T. J. Nossiter, *Opinion and Political Idioms in Reformed England*, (1975) pp. 181-4.

なお自由党支持率が極めて高いオールダムについては、その急進性の原因について活発な議論がなされている。J. Foster, *Class Struggle and the Industrial Revolution*, 1974; D. S. Gadian, *Classconsciousness in Oldham and Other North-West Indust-*

rial Towns 1830-1850', *HJ*, 21, 1, 1978. フォスターは、オールドナムで急進的リーダーが現存する所有・生産のパターンを覆えそうとする社会革命家であったとし、世紀半ば以後労資協調主義が支配するようになり、保守化したとして、急進主義の消滅を力説する。ガディアンの方は、オールドナムの特徴を中小規模の工場の多数と労資協調主義にあるとする。何れもノンコンフォニズムと急進主義の関係に着目していない。しかし一〇年代から五一年までのデイセンターの著しい伸び (Foster, *ibid.*, p. 214. また pp. 207-8) に着目する必要がある。

- (14) Bebbington, *op. cit.*, pp. 7-8; Nonconformity and Electoral Sociology, 1867-1910, *HJ*, 27, 3, 1984; H. Pelling, *Social geography of British elections, 1885-1910*, 1967.
- (15) Parry, *op. cit.*, p. 11.
- (16) *CW*, 27 May 1886, p. 433; Bebbington, *op. cit.*, p. 8.
- (17) Bebbington, *ibid.*
- (18) Vincent, *Pollbooks; how Victorians voted*, (1968) pp. 69f; Bebbington, *op. cit.*, p. 9.
- (19) J. F. Glaser, 'Nonconformity and Liberalism, 1868-1885', Bebbington, *ibid.*, p. 8.
- (20) *The Congregationalist*, Jan. 1886; Bebbington, *ibid.*
- (21) Bebbington, *ibid.*
- (22) Parry, *op. cit.*, p. 217.
- (23) H. P. Hughes, *The life of Hugh Price Hughes*, 1904, pp. 490, 496, 506. 世紀半ば以後はウエズレイ派の者も自由党支持になつてゆく。 Bebbington, *op. cit.*, pp. 638-9.
- (24) ハイランドのりの派は特にそうである。
- (25) G. K. Lewis, *John Stoughton: a short record of a long life*, (1898) p. 83; Parry, *op. cit.*, p. 213.
- (26) J. Stoughton, *Recollections of a long life*, (2nd edn, 1894) pp. 85-6; Parry, *ibid.*
- (27) Parry, *ibid.*, pp. 214-5.
- (28) 本稿第二節註(6)参照。
- (29) H. C. Colman, *Jeremiah James Colman: memoir*, (1905) p. 260; Parry, *op. cit.*, p. 215. コーアのゲイムズ連もそうである。

- (30) Parry, *ibid.*, p. 231.
- (31) 第二節三七〜一〇参照。なお Dingle, *op. cit.*, pp. 45-6.
- (32) A. Illingworth, *Fifty years of politics: Mr. Alfred Illingworth's retrospect: recollections and anecdotes*, (1905) p. 53; Parry, *op. cit.*, p. 231.
- (33) Bebbington, *op. cit.*, pp. 19-20.
- (34) *Ibid.*, p. 20.
- (35) *Ibid.*, p. 9-10.
- (36) *Ibid.*, p. 9. この点は前述した。
- (37) この点も第一節で述べた。
- (38) なお, Bebbington, 'Gladstone and The Nonconformists: A Religious Affinity in Politics', *Church, Society and Politics*, ed. D. Baker, 1975.
- (39) Parry, *op. cit.*, pp. 144-8.
- (40) 註(11)参照。リヴァプールでは保守党組織が強い。